

平成27年第1回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年3月12日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	

欠席議員（1名）

20番 稲岡正一

会議録署名議員

7番 吉田 稔	8番 森本節弘
---------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 黒石康夫
政策監 藤井正助	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 川井剛	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	庁舎建設局長 出口芳博
教育次長 吉田一夫	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三木利彦	健康福祉部次長 高島輝人
産業経済部次長 妹尾明	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 七條和子	土成支所長 新見正美
阿波支所長 宮本哲男	会計管理者 坂東重夫
財政課長 石川久	水道課長 大川広幸

農業委員会局長 高 橋 弘 一

監査事務局長 秋 山 雅 彦

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 姫 田 均 事務局主幹 野 崎 順 子
事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 26 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 3 議案第 3 号 平成 26 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 4 議案第 4 号 平成 26 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 27 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 27 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 27 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 27 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 27 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 27 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 27 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 12 号 平成 27 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 13 号 平成 27 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 14 議案第 14 号 阿波市職員定数条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 15 号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 16 議案第 16 号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 17 号 阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 18 号 阿波市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について

- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 阿波市災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 阿波市いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 7 請願第 1 号 公共施設等への L P ガス設備の導入に関する請願

(日程第2～日程第37 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（木村松雄君） ただいまの出席議員数は18名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（木村松雄君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、10番松永渉君の一般質問を許可いたします。

10番松永渉君。

○10番（松永 渉君） 皆さん、おはようございます。

10番松永渉、議長の許可を得ましたので、一般質問を始めます。

阿波市の人口推移を見ますと、合併前10年間は4万3,000人前後で推移しました。合併後10年間で3,000人余り減少し、4万人を切りました。また、25年後には2万5,000人を切るという推計もあります。阿波市では、急激な少子・高齢化による人口減少、経済の縮小、行政サービスの低下、地域の崩壊が始まっています。阿波市の地方創生に向けての最重要課題であります人口減少対策について質問をいたします。

まず、教育委員会の人口減少対策と数値目標について質問をいたします。

教育長が住んでおられる大俣小学校は、私が子どものころには400人以上の生徒が学んでいたと思います。現在では、大影小学校、日開谷小学校を統合して、140人ぐらいになっています。私の学んだ日開谷小学校は、当時270人の子どもがいましたが、今や12人の老人施設となっています。また、阿波市全体を見ても、年間出生数は1,000人から200人に、2割に激減しています。阿波市は、既に周辺から限界集落、地域崩壊が始まっています。また、文部科学省も、少子化が急激に進むと学校運営ができなくなるため、1学級以下の小学校は統合を検討するようと言っています。阿波市の小学校10校も、いずれこの対象になってくると思います。教育委員会も、危機感を持って、人口減少対策に取り組むべきと考えます。

そこで質問ですが、教育委員会は人口減少対策にどう取り組むのか。特に優先的に取り

組む人口減少対策は何なのか。また人口減少対策の実効性を担保するためにも数値目標は必要と思うが、どのような数値目標を設定するのか。さらに、人口減少対策は、部局間連携が必要であるが、教育委員会が考える雇用の創出策は何なのか、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） おはようございます。

10番松永議員の一般質問、1項目めの教育委員会の人口減少対策についてお答えをいたします。

教育委員会事務局は、阿波市第1次教育振興計画に基づき、事務事業を進めているところでございます。事務内容は、学校教育、社会教育、文化財保護、文化振興など、多岐にわたっているところであります。教育委員会として施策の中でも幼稚園から小学校、中学校における子育て支援については、人口減少対策の事業の一つとして重要な施策であると考えております。これまで、阿波市として特色ある施策として、学校施設においては耐震のみならず、大規模改修もあわせて実施し、快適で安全・安心な環境整備に努めてまいりました。今年度末で学校校舎、屋内運動場の耐震化率は100%となります。現在進めている阿波市らしさを前面に押し出した給食センターにおきましては、食育や阿波市の地産地消を進めると同時に、阿波市の子どもたちに安全・安心で一体感のある学校給食を提供するため、平成27年4月から市内全ての幼稚園、小学校、中学校へ給食提供を開始します。この給食費につきましても、県下では最も安い金額に設定しているところであります。就学前の教育・保育につきましても、平成27年4月からは3カ所の幼保連携型認定こども園を開園すると同時に、幼稚園についても、教育の保育時間の延長や土曜保育を取り入れる予定としております。また、外国語助教師を各中学校に配置し、授業の補助、小学校の英語活動の推進、また体験活動を重視した生きる力を身につけるための特色ある、そして魅力ある教育活動として、地域の人材の活用、食育、環境教育、ICT活用能力の向上などに取り組んでいるところであります。今後においても、市長部局と連携しながら、創意工夫に満ちた特色ある学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

数値目標についてであります。平成27年度に策定する地方創生総合戦略においては、政策分野ごとに客観的な成果指標を設定していきたいと考えております。また、教育委員会においても、平成27年度に阿波市第1次教育振興計画の後期推進計画、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画を策定予定としておりますので、この計画についても審議会において十分検討して、成果指標を取り入れたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 答弁いただきました。

学校の耐震化、給食センター、それから県下で一番安い給食費、英語教育等、教育支援や施設充実させて人口減少対策につなげていくというような答弁だったと思います。

本当、阿波市ってすごい、素晴らしいですね。ほんま給食が一番安いし、英語教育も先端走ってるし、学校の耐震化も全部終わってんだから。だったら、なぜここをもう少し発信しないのかなと思うんです。こんだけ素晴らしい教育環境、子育て環境があったら、よそからいっぱい教育留学か何かあると思うんですけどね、天満部長。天満部長、そう思いますよね。情報発信をするときに、やっぱり教育・子育て環境がいいんだから、その上にもう一つ欲しいんは、やっぱり入ってくる人って絶対働く場所ですよ、労働環境。天満部長のところの労働環境も一緒にセットにしなきゃならないですよ。それと、最後に一つ、3本柱で残ってくるんが、建設部長のそこやね。やっぱり住むところ、定住環境、衣食住が、そこらは3点セットにして初めて入ってくるとか、定住したいっっちゃう判断ができるんで、今やられとんは、空き家情報だけなんです。ホームページであれば、見たらわかるんだろうけど、やっぱり若者よ、阿波市で出会い、結婚しようとかと言うて、するときには、やっぱりその3本柱っていうんは絶対要ると思うんです。情報発信の仕方をもう一度研究してほしいと思います。

再問に入ります。

教育委員会の人口対策への提案であります。小学校を核としたまちづくりを推進すべきと考えます。小・中学校は、未来の担い手を育む教育の場であるだけでなく、防災やPTA活動など、住民の交流を促す地域の核として役割を果たしています。この小学校を中心とした人口減少対策や地域活性化策に取り組むべきと考えます。学校を守るために人口減少に歯どめをかけたり、地域活性化に取り組んでいる市町村はたくさんあります。また、小規模校を残す手だてとしても有効だと思いますが、教育長の見解をお願いします。

○議長（木村松雄君） 坂東教育長。

○教育長（坂東英司君） 松永議員の小学校を核としたまちづくりを推進すべきであるについてお答えをいたします。

地域に開かれた学校を目指し、各小学校ではさまざまな取り組みを推進しております。地域に開かれた学校づくりとは、学校教育に地域の方々が参加し、学校だけでなく、家庭



や地域とともに子どもたちを育てていく教育を進めていくことであります。その一つとして、地域の方々による子どもたちへの支援をお願いをしているところでございます。阿波市には、豊富な知識や技術、経験、さらには心から子どもたちの育ちや学びを支援していきたいと思い、願っておられる方々がたくさんおられます。この地域の方々の教育力を生かした取り組みを推進することにより、子どもたちの生きる力を育成しております。総合的な学習の時間などには、地域の方々をゲストティーチャーとしてお招きをし、昔の文化や遊びを教えていただいたり、稲作づくりや野菜づくりなど、地域の方々と交流し、触れ合いながらご指導をしていただいております。また、市内の各小学校におきましては、登下校における安全確保のために、多くの方々が交通立哨や通学路の見回りをしていただいております。大変ありがたいことだと思っております。これらの学習は、子どもたちの関心や意欲を喚起し、学習内容を印象づけ、専門的な知識や技術を学ぶ機会となっております。しかし、それ以上に地域の方々の思いや願いに触れ、さらにその方々の考え方や判断の仕方などを感じることができます。まさに、その生き方、人生を学ぶことができる機会ともなっております。子どもたちの人格形成にとって貴重かつ不可欠なものであると思っております。

また、各学校におきましては、学校評議員制度を活用し、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞く機会を持つようにしております。地域や保護者の要望に応え、質の高い教育を提供し、特色ある教育活動を展開していくためには欠かせない機会と捉えております。

今、子どもたちは、将来、社会的に、職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められております。職業体験学習、いわゆるキャリア学習教育というものですが、具体的には中学生が阿波市内のスーパー、ガソリンスタンド、病院、幼稚園、市役所、それぞれの事業所でその仕事を体験し、そのご苦労やその喜びを学んでおります。また、小学生は、スーパーや消防署、それから野菜や果物を栽培しているその現場に行ってお話をお聞きし、いろいろな職業が自分たちを支えてくれているんだということを学習しております。こうした学習を通して、児童・生徒の職業観、勤労観を育み、チャレンジ精神の醸成や資質の向上を目指して、みずからが将来どのような仕事につくかを選択する力を身につけることができるよう学校教育を推進しております。

夢と希望が持てる、心豊かでたくましい人間になるためには、知育、徳育、体育、食育を推進することが大切でありまして、一人一人が輝くまちになるためにも、教育はまちづ

くりにとって重要な役割を持ちます。今後におきましても、地域に応じた活力ある学校づくりを推進していく必要があると思っております。学校を核として、保護者や地域の方々が集い、子どもたちを育てていくまちとなりますよう、各学校の取り組みを支援をしてみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 答弁いただきました。

地域が学校の中へ入っているいろいろなことをやっているという話であります。最初の教育委員会の雇用の創出の部分も少し出てきたように思います。やっぱり職場調査とか、小学校から、それか農業体験、職場体験なんかすることによって、官民学ですかね、連携して、大学や高校生がいろんな商品開発とか情報発信とかして、雇用の場所につながるようになってきてますんで、やっぱりその芽を小学校、中学校でつけるっていうのはものすごく大切なことだと思います。

それと、多分僕の質問が悪かったんだろうと思いますが、教育委員長が言うたのは、地域運営学校のような形のものを今一生懸命地域が学校へ入ってきてやってくれてるという話です。僕が提案したいのは、その逆、逆まではいかないんですけど、逆に学校が地域に入っていく、そのことによってまちづくりしたらどうかなということなんです。どういうことかって言うと、学校や子どもたちが校区のまちづくり方針や運営予定案を住民に行い、積極的に地域活性化に参加することです。もう一つ、住民が先生になると同時に、逆に生徒になって、クラブ活動に参加したりすることによって、さっき教育長が言われたような人格形成なんか、もっと大きな幅が出てくるんじゃないかな。それから、小規模校の問題のクラブが足りないとか、クラスがえができないとか、競争力とか、コミュニケーション能力とか、そういういろんなもんが逆に深まってくるんでないかな。ほなけん、住民が先生になると同時に、生徒になる部分、逆の部分を考えていってもおもしろいかなと思います。

それで、こういうことは総合戦略の上で考えてほしいんですけど、その場合、学校が地域へ入っていくっていうときに、ここの調整役が要るんですけど、今教育委員会は職員さんも大変なんだと思いますんで、できたら地域協力隊ね、地域活性化って本当によそのの、若者、変わり者でないとだめなんで、地域の企業、住民、子どもたち、そういうやつ調整役には、そういうところを使えば、財源的に安く上がるし、1回地方創生計画の中

で1度検討してみてください。

学校を拠点としたまちづくりは、たくさん行われています。県内でも、神山町は1学年20人を確保して、学校や地域を守るために、20人に足りない子どもを県外から移住させることから始まり、芸術家の移住を進めることによって、地域の魅力をアップさせました。さらには、サテライトオフィスも誘致とつなげています。また、板野町は、住民参加の地域運営学校にし、県外からの教育留学によって若い世代の人口増加につなげています。さらには、教育のすばらしさを感じたのは、徳新にも出てましたけども、北海道の最も小さな村、音威子府村であります。ここでは、全国美術展入選常連校のおといねっぶ美術工芸高校があり、地区内の生徒は誰もいません。村外の出身者ばかり、卒業生もみんな出ていきます。定住はゼロであるにもかかわらず、村は年間1億円の補助をし続け、今では人口の25%は高校関係者となっています。また、村民は日本全国に巣立っていく子どもたちに村の将来を託しています。

学校は、地域活性化の拠点になる力があります。子どもの成長は、地域の力となります。小学校を中心としたまちづくりは、20年後の親育て教育にもなり、人口減少対策にもなりますので、子どもたちのためのまちづくりを進めることを提案しておきます。

次に、健康福祉部の人口減少対策について質問をいたします。

健康福祉部は、人口減少対策の中心を担う部と思いますが、人口減少対策にどう取り組むのか、どのような数値目標を設定するのか、また健康福祉部の所得向上策は何ですか。答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） おはようございます。

それでは、2点目の健康福祉部の減少対策、また所得向上策はということで質問を受けております。

それでは、答弁いたします。

松永議員の質問の健康福祉部の人口減少対策と数値目標について、健康福祉部といたしまして、議員ご指摘のように、人口減少の問題については、阿波市に限らず、我が国全体の問題として、特に少子・高齢化の進行は、すなわち高齢人口の増加と年少人口の減少という人口構造の変化をもたらしており、次世代を担う人材の減少や経済社会の将来に与える影響も懸念されています。こうした中、国では平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、少子化に少しでも歯どめをかけるため、地方自治体や事業主に行動計画の

策定を義務づけるとともに、国、地方、地域社会を挙げて少子化対策に取り組む方向を打ち出しました。そこで、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的として、平成17年度から26年度において策定しています次世代育成支援行動計画に基づき、阿波市では子育て支援や働きながら子育てをしている皆さんの生活の支援、また子どもたちの健全育成のためにさまざまな支援事業を行っています。このたび、引き続き新たに子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。この計画の重要施策として6つのメインプランを掲げています。1つ目が保育サービスの向上、2つ目が子育て支援事業等の施設整備、3つ目が子育て支援と仕事の両立支援の推進、4つ目が子育て支援サービスの拡充等経済的支援、5つ目が保育・教育環境の整備、6つ目が家庭、地域の子育て力の充実となっています。その6つの重要施策ごとに具体的な子ども・子育て支援に関する施策を記載し、その施策ごとに現状、課題、今後の方向性を示しております。この計画を踏まえ、阿波市として具体的に保育料の軽減、小学校修了時までの乳幼児等医療費の完全無償化、市単独事業として出産祝い金事業、ひとり親家庭入学祝い金事業等を実施しています。また、子育て及び保育環境を充実するため、本年4月より市内3カ所で幼保連携型認定こども園を開園し、幼児期の保育、教育、子育て支援を総合的に推進していきます。その他、各小学校区ごとに放課後児童クラブ、児童館等を設置、運営し、保護者の就労支援と児童の健全育成に取り組んでいます。今後において、子育て世帯の要望の多かった病児・病後児保育についても、早急に取り組んでいきたいと思っております。

健康福祉部として、現在策定しています各計画に基づき、子育て支援事業計画を実施することにより子育てしやすいまちづくりになり、ご質問であります、人口減少対策にもつながると思っております。

また、数値目標であります、平成27年度において策定する地方版総合戦略において、健康福祉部の各政策分野において検討していきたいと思っております。

続きまして、部局連携による所得向上策ということですが、議員質問の部局連携による所得向上策については、健康福祉部における施策において現在実施しているさまざまな子育て支援事業及び就労支援事業を実施することにより、保護者の方が安全・安心して子どもを預けることができ、就労することができるので、所得向上策にはなると思っております。

また、他の部局で実施している企業誘致、定住促進事業、移住推進事業等の各種施策により、就職、転入してきた保護者の方についても、子育て支援、就労支援等の事業を実施

することにより、安心して就労することができれば、安定した収入が得られるとともに、ひいては各部局間の連携における所得向上策になるのではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 今、答弁をいただきました。

次世代行動計画に引き続いて、子ども・子育て支援計画、それにのっかってやっていくという話であります。それで、多分人口減少対策にもなります。ただ、もともと総合的な計画なんで、その中でやっぱり事業を選定して、人口減少対策に効果のあるような事業を選定して、早く実施していただければ結構であります。

所得向上策、おもしろいです。

それでは、再問をいたします。

乳幼児等医療費助成事業を拡充すべきである。阿波市では、市長、副市長も、子育てするなら阿波市という挨拶をよくされます。確かに、学校の耐震改修や幼保連携施設など、施設の充実は進んでいます。また、保育料や給食費なども安く設定され、県下トップクラスであります。しかし、その中で、残念ながら医療費の無料化だけが小学校修了までであります。県下24市町村のうち17市町村、約71%が中学校卒業まで、うち2町村は18歳までとなっています。阿波市は、県下では最低ラインにいます。ここは、子育てするなら阿波市の戦略として、発信力のある医療費の無料化も県下トップクラス、高校卒業までにして、移住、定住を進め、人口減少対策の柱に、子育てするなら阿波市のまちづくりを推進すべきと考えますが、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 松永議員の再問にお答えをさせていただきます。

乳幼児医療費助成事業を拡充すべきとのご質問でございますが、乳幼児医療費等助成事業につきましては、当初その名称のとおり、病気にかかりやすく、また重症化しやすい乳児の死亡率が高かった、そういったことの状況もありまして、それを背景に、乳幼児期の医療費を無償化することによりまして、疾病の早期発見を促し、重症化を防ぐとともに、かさんでくる医療費の経済的支援という趣旨で実施してきたものでございまして、一般的には低年齢の子どもの世帯にとって効果が大きくと、そういう施策でございます。

阿波市におきましては、平成20年10月には、県や他の市町村に先駆けて、対象年齢を比較的病気にかかりやすい小学校6年生まで、これを早期に拡大を行いまして、低年齢

の子どもの健康の確保や子育て世帯の経済的支援に努めてまいったところでございます。他の市町村では所得制限、あるいは自己負担等を徴収しているところがありますけれども、阿波市におきましては、完全に無償化をしているという状況でございます。

現在、阿波市では、子育て支援に対しまして積極的に取り組んでおります。先ほども議員のお話にもありましたように、保育料、これは国の基準の約6割程度になっておりますし、給食費についても最も安いレベル。さらに、出産祝い金につきましても、最も充実して高い金額を支給しております。また、子育て環境という整備の面におきましても、幼保連携型認定こども園を法律の施行とあわせて、県下に先駆けて実施をいたしますし、学校につきましても、耐震化と大規模改修、こういった教育環境の整備も行っております。さらに、放課後児童クラブにつきましても、この15日でございますけれども、土成町の放課後児童クラブ、これも完成もいたします。こうして、子育て支援の施策全体として見ていただきますと、県内でもかなり高いレベルの水準にあるのではないかと考えております。

さらには、先ほど議員からのお話にもありましたように、こういった状況をやはり情報発信していくのは非常に重要と思っております。残念ながら、阿波市においてなかなか十分情報発信ができていくと言えるかといえば、そういった状況にはないと思っております。やはり市町村の場合、市町村内の情報伝達というのは、ACNとか、広報であるとか、そういったものをやっておりますが、市外に対しましてはインターネットぐらいしかないというのが状況でございます。理想的なのは、やはり地上波のテレビでやっていただくのが一番効果はあるわけございまして、ですから私もこちらに参りまして、できるだけ取材をしていただく、それでそのテレビでニュースであるとか、そういうものは経費はかかりませんので、そういったものを促進しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の乳幼児医療費助成金の拡大につきましては、子育て世帯に対する経済的な支援としてさまざまな子育て支援策充実を検討していく中で、支援策全体として検討をいたしまして、総合的に判断していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 全体的、総合的に判断するからいろんなトップクラスにあるの

に、そこだけ何で下がってしまっただという話なんです、全体的に、総合的にやるから。だから、3年前は病児・病後児保育を早く進めるから、去年はインフルエンザですかね、予防注射のあれを先に進めたい、病児も病後児保育もやったらええんですよ、一緒に。あれ美馬市なんか平成17年度からやっています。それと、予防注射の何か去年ぐらいから予防注射をどないかするためだとかなんとかと言うて、その計画とかはあるんですか。どの病気に対してどれぐらいの経費が要って、どれだけ補助すりゃええ、計画組んできます。今、ないでしょう。

それと、僕ちょっと怒られるかわからんけど、600円は取るべきですよ。それがサービスやという考えでなしに、600円は取るべき。親が、やっぱりある程度の受益者負担はすることによって、親子の関係はつくっていくべきです。それがあけん最高やというのは、本当の子育て、子どものための考え方ではないと思います。

再々問にします。

副市長、非正規労働者は、民間では4割と言われていますが、阿波市は臨時の保育士や幼稚園教師が6割もいます。同じ仕事をしながら、給料は2分の1、3分の1であります。人口減少の一番の原因は、非婚率の低下であります。低所得の非正規労働者の非婚率は、正規の半分とも言われています。私は、10年以上臨時の正規化を要望してきました。どうか臨時職員が安心して働け、結婚、子育てができるように給料を上げてください。副市長の答弁を求めます。

高校までの医療費の無料化は、これは健康福祉部の所得向上策になります。また、所得格差是正につながります。家計簿で考えると、臨時職員の子育て教育経費が下がるっていうことは、逆に考えると、所得が増加したことになります。子育て教育の支援を拡充すればするほど、所得の再分配機能により、所得格差を是正し、所得の向上につながり、非婚率を改善します。言いかえれば、高校卒業までの医療の無料化は、子育て環境と労働環境、さらには定住環境を改善させる人口減少対策になると思いますが、副市長の見解をお聞かせください。

○議長（木村松雄君） 黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 松永議員からの再々問に対してご答弁をさせていただきます。

1点目は、非正規労働者、臨時職員等の給料を上げていただきたいという点でございます。

給料につきましては、景気の回復とともに、最低賃金の引き上げとか、労働時給の状況

によって、徐々にではありますけれども、上がっているところがございます。

阿波市におきましても、臨時職員、保育所、幼稚園関連中心に、以下人数でございます。この状況につきましては、毎年毎年一応処遇につきましては改善をしているところがございます。また、近隣の市町村等の状況も見ながら、その給料面も含めて、その待遇面も含めて、十分検討していきたいと考えております。

それと、乳幼児医療費助成金、高校卒業まで、これを引き上げて発信すべきということでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、阿波市の子育ての状況、全体として見てみますと、やはり高いレベルにあると思っておりますし、経済的支援につきましては、全体として考えていくべき問題だというふうに考えております。

また、先般、今議会の開会日に補正予算として提案いたしました地方創生関係の交付金事業の中にも、子育て応援事業という、応援券の事業というものがございます。これも、子育て世帯に経済的な支援を行う事業でありまして、これにつきましては、マスコミでも取り上げられたというところがございます。

乳幼児医療費助成金の拡充につきましては、全国的に見てみますと、他県では22歳の大学生にまで拡大をしているという、実は自治体もございまして、今後ある意味で拡大競争といえますか、これがどこまで行くのかという、ちょっと懸念というものもございます。

阿波市としては、こうした阿波市のいろんな充実した施策等合わせまして、先ほども言いましたけれども、トータルとして判断をして考えていきたいというふうに考えています。

また、再度になりますけれども、こういったことを情報発信を十分やっていくということで、阿波市の人口増につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 拡大競争でいいんです。拡大しなきゃだめなんです。要するに、今安倍政権によって所得格差がどんどんどんどん開いているんだから、子どもたちのところを拡大すりゃあ、この格差は減るし、低い人が助かるんだから、拡大したらいいんです。僕は、そう思います。

人口減少対策の中では、重要な戦略の中に、転入人口をふやし、転出人口を減らすこと



があります。阿波市の人口が合併後10年間で約3,400人減る中で、阿波市の転入転出の人口推移を見ますと、ゼロから14歳までは、10年間で約300人ふえています。また、15歳から34歳までは、転出者は1,500人減っています。35歳から59歳までは、約200人転入者がふえています。このゼロ歳から14歳までの転入者が多いのは、阿波市の子育て・教育環境がよいためであると思います。阿波市を外から見た魅力こそが、阿波市の人口減少対策の入り口であります。高校卒業まで医療費を無料化し、子育てのまち阿波市の発信力を高め、移住・定住人口の増加につなげることを提案しておきます。

次の質問に移ります。

建設部の人口減少対策について質問をします。

建設部は、人口減少対策の生活環境を整備し、定住、雇用を担う部と思いますが、人口減少対策にどう取り組むのか、どのような数値目標を設定するのか、また建設部による出生数の向上策は何なのか、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 松永議員の一般質問3点目であります、建設部の人口減少対策と数値目標についてお答えいたします。

建設部では、住宅関連施策といたしまして、現在阿波市営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、東条団地の建てかえ事業や長寿命化改善事業を年次的に進めており、県内市町村に先駆けた住宅整備を図っているところでございます。また、地域経済の活性化や安全・安心で人に優しい住環境をつくるため、市内の施工業者を活用いたしまして、住宅リフォームを行う場合、その費用の一部を補助する阿波市住宅リフォーム補助金制度を平成24年度に創設し、本年度で3年間実施しているところでございます。地域経済の波及効果によりまして、地元の中小業者や市民の方にも大変喜ばれ、事業効果が出ている制度で、継続が望まれていましたが、今回地域活性化緊急支援交付金事業の地方創生先行型といたしまして、今までの事業を踏襲し、新たに定住及び移住の促進に結びつけるため、定住促進リフォーム補助金交付事業として本定例会で補正予算の議決をいただいたところでございます。事業内容といたしましては、住宅リフォーム施工後、5年間の定住を条件に、定住維持リフォームとして予算額800万円で、また新たな転入者を支援するため、転入促進リフォームとして予算額400万円で、支援補助を行うことといたしております。

なお、応募者が多く抽せんになる場合は、子育て世帯を優先したいと考えておるところでございます。

また、今後市営住宅の集約化による跡地の利用や市有の未利用財産の有効活用の促進を図りながら、子育て世代の転入増加や人口減の抑制を図っていきたいと思っております。

一方、市内への定住を促進するため生活の基盤となる道路網の整備も重要と思っております。今後、幹線道路の整備を進めるとともに、徳島市等への通勤圏の拡大が図られるよう高速道路を利活用したスマートインターチェンジの設置など、積極的に要望してまいりたいと考えております。

少子化、人口減少対策、定住促進対策につきましては、庁舎内の連携強化はもちろんでございますが、市内企業や市民との連携を図り、幅広くご意見をいただきながら、情報の共有、また連携調整を図ることにより、生活環境の整備、魅力あるまちづくりなどの課題につきましても、より実効性のある施策展開ができるものと考えております。

数値目標につきましては、今の段階ではお示しできませんが、今後におきまして地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の際には、施策分野ごとに5年後の基本目標となる設定を行う予定でございます。

目標値につきましては、達成度合いを検証できるよう住宅改善や住環境の水準など、市民にもたらされる便益等、客観的な指標を検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） ただいま答弁をいただきました。

平成27年度では、定住、皆さん質問されて、促進リフォーム補助金交付金事業なんかわからんというので。今後については、市営住宅の跡地等の未利用財産を有効活用すること、それからスマートインターなど交通生活基盤を整備して、企業誘致や定住環境による人口増加につなげたいと。数値目標については、総合戦略の中で示したいということです。わかりました。ありがとうございました。

再問に入ります。

阿波市で若者が定住する場合、住む場所が必要であり、若者定住住宅を支援することは若者の定住人口をふやし、地域の活性化や結婚により子どもの数もふえます。若者定住住宅の支援策には、若者定住促進住宅の建設や家賃補助、また自宅建設補助や宅地補助、税の軽減など、いろいろな政策があるが、阿波市はどのように取り組むのか、答弁を求めま

す。また、不動産業、県、市が連携して、阿波農業高校跡や阿波市の庁舎跡に若者交流住宅を建設することや学校周辺の宅地化を進め、宅地供給情報を子育て家庭に発信するなど、知恵を絞り、若者の定住を推進すべきではありませんか、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 松永議員の再問にお答えをいたします。

その前に、先ほどの乳幼児医療費等助成事業の拡大についてでございますけれども、実施をしないと言っているわけではありませんで、地方創生の総合戦略を策定していく中で総合的に検討し、議論の俎上にのせていくというふうな、そういうふうな判断でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（10番松永 渉君「ありがとうございます」と呼ぶ）

それでは、若者定住住宅支援を拡充すべきであるとのこと質問でございますけれども、阿波市では、現在阿波市営住宅ストック総合計画、活用計画に沿った整備を進めており、東条団地の建てかえや屋根、外壁の修繕など、長寿命化改善事業に取り組んでいるところでございます。新しく建設する住宅においては、団地内で多世代、多様な世帯構成を受け入れられるように、住宅規模の複合化を図りまして、多世代交流型住宅団地を目指しているところでございます。

現在の公営住宅制度は、住宅に困窮する低所得者に対しまして、安い家賃で住宅を供給することが目的であるために、子育て若年層を対象とした住宅建設に対しては有利な補助制度はございません。子育て支援や人口増加の観点など、さまざまなニーズに対応できる、今議員のお話の、そういった多様な住宅の確保というのは重要であるというふうに認識をしております。子育て世帯や若者定住住宅の市営住宅の建設は、現在の整備計画にはございませんが、市営住宅の入居については、子育て世帯や定住世帯につきましても、一定の枠を設けての募集、あるいは入居の取り扱いの中で対応することが可能かどうか、このあたりを検討してまいりたいというふうに考えております。

また、集約された跡地の宅地への分譲等の活用、あるいは宅地建物取引の関係団体等、民間事業者と連携した取り組み、こういったものにつきましても、できる限り対応したいというふうに考えております。

家賃補助に関しましても、既に実施している自治体、これ県内外にもございますので、それぞれ立地条件というのは異なりますけれども、その効果や問題点、比較分析して、検討を進めていきたいと思っております。

全国的には、議員のお話のように、若者の定住に向けまして市町村が単独で住宅を建設し、あるいは住宅の宅地取得にまで多額の補助金助成を行っている事例もございます。これらの事例につきましては、ほとんどが市の単独の一般財源で行っているというふうなこともございます。ほかの市民との公平性の問題であるとか、それぞれ自治体ごとに立地条件が異なりますので、その投資効果など、十分調査研究していきたいというふうに考えております。

次に、阿波農業高校の跡地の利用についてでございますけれども、この阿波農業高校の跡地につきましては、現在も農業関連の施設につきまして、吉野川高校のほうで、農業科学科や生物活用科などの農業実習に使われております。空いている運動場などについて、これまでも議会からさまざまなご意見をいただいております。前にもご答弁を申し上げましたように、まずは働く場をつくりたいということがございます。若者の雇用の増加、人口の増加につながるような企業の誘致等ができればということで、その用地の活用を考えていきたいというふうに考えております。

市庁舎の跡地につきましては、前にもご答弁させていただいておりますように、土成、吉野、市場、この各支所は、建物を取り壊して、防災広場等々の活用を予定しております。災害発生時においては、避難場所等の用地として活用していきたいというふうに考えております。

また、学校周辺の宅地化と子育て世帯への宅地供給支援につきましては、市が事業主体となっていくことについては、宅地の造成問題であるとか、その売却の問題であるとか、投資効果がどの程度があるのか等、多くの課題がございますので、慎重な検討が必要とは考えておりますけれども、空いている家屋、あるいは宅地の紹介など、可能な部分について情報提供や支援を行っていきたく思っております。

松永議員の質問では、今回人口減少対策、若者支援で、かなりいろいろと、いろんな角度から全国的な施策も情報収集した上で、多くの施策の提案をいただいております。総論として申し上げますと、人口減少対策につきましては、これまでも数十年にわたって全国的に対策が取り組まれ、しかし目に見える効果はほとんどないというのが実情でございます。これは、戦後これまでの経済のトレンドの中で、第1次産業から第3次産業へと産業構造が高度化していった、特に現在雇用の7割以上が第3次産業、サービス産業のほうに集中している。基本的に、サービス産業というのは、人口が集積している都市部にやはり集積をしていると、そういった傾向がございます。また、若者は、刺激を求める都会に憧

れますし、テレビなど、そういった影響のあるメディアは、ほとんどが東京中心になってきている。所得も、東京が圧倒的に高いという状況がございます。大学も大都市部に集中をしている。こうした状況に対しまして、今回は地方創生、国としてどうするのか、都道府県、市町村、そして国民としてどう取り組むのか、これが今回総合戦略を策定して、地方創生する、その趣旨でございます。ただ、今回の地方創生、今後日本全体の人口は減少していくわけでございます。そういった中で、ある意味で人口を取り合うというふうな状況になるかと思っております。事実、一部の地域では施策をいろいろ打ち出して、そういう人口を取り合うという状況も見受けられます。特に、社会増減、転入転出の部分につきましては、ほかの地域からの移住を進める施策は、まさに人を取り合う競争となる可能性が非常に大きいと考えております。主に出生率を上げるという施策であれば、全体の人口をふやすということですから、そういう面は少ないんですけども、どうしても経済的支援の面につきましては、その地域間の競争という関係になってこようかと思っております。すなわち、勝者がいれば、敗者が出ると。そのどちらになるか、本当にまさに勝負のときというふうになっている認識をしております。

勝つためには、当然思い切った施策が必要であると考えております。同時に、マイナスの面として、支援の対象となる市民とならない市民、移住をしてくる方と現在市内にいる市民との間で、施策の間に格差が生じてくる。そういった問題もございます。阿波市全体としましては、発展のための事業でありましても、支援の対象になる人、ならない人、いろいろなご意見があろうかと思えます。今後、地方創生の総合戦略、これは人口減少対策が主となると思っておりますけれども、今日ご提案いただいております事業も含めまして、市民一丸となって知恵を結集し、また市役所の各部局も、その垣根にこだわらず、連携を十分図りながら、さまざまな事業をまずは議論の俎上に上げて、積極的に検討していく必要があろうかと思っております。そして、その検討に当たりましては、できない問題点を探すのではなくて、実行に向けていかに課題を解決していくか、成果を上げていくか、前向きな姿勢で取り組みたいと思っております。どうぞご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 支援の対象になる人とならない人がおるっていうことは、確かにあると思います。それも精査していかないかん問題なんですけど、1つだけお願いして

おきます。今ここに生きてる人間がいます。これから生まれてくる子どもたちいます。2割になってます。ほんで、今行政サービスをみんな受けているんは1,000万円、生まれてくる人に800万円の負担を既に負わせてのサービスです、今生きてる人は。だから、やっぱり子どもたちのサービスだけはしっかりとやってほしいと思います。人数は減る、負担はどんどんどんどんこれから借金を負わさせる。そこだけはお願いしておきます。

人口減少対策は、子育て環境の充実、労働環境の充実、定住環境の充実を連携することが必要だと思います。子育て環境の充実は、定住人口の増加、労働環境の充実は、定住人口の安定、定住環境の充実は、定住の継続を意味します。特に阿波市では、土地が安く、遊休地が多い。この土地資源を活用した若者定住住宅の支援を拡充することで、移住定住人口を増加させるとともに、固定資産税等の自主財源を増加させる若者定住住宅支援の拡充を人口減少対策の一つとして要望しときます。

次の質問に入ります。

町田部長、うち孫ができました、1歳の。やっと歩き出してね、初めて歩き出すと、ものすごくうれしいのか知らん、こうやってにこにこにこにこしておるんですわ。それで、僕、抱くでしょう、そしたら、胸、こう、すりつけて、ことっと寝るんです。ほんまに幸せです。阿波市もいっぱい赤ちゃんが生まれるといいですよ。

では、質問を続けます。

企画総務部の人口減少対策について質問をします。

人口減少対策は、部局横断的総合対策が必要であるが、部局間連携の政策の立案、推進を目的とした政策担当リーダーによる人口減少対策事業の連携推進をどのように行っていますか。また、企画総務部が特に優先的に取り組む人口減少対策は何か。また、人口減少対策に危機感を持って取り組む本気度をあらわし、成果を上げるためにも、数値目標は必要だと思うが、人口減少対策事業の数値目標をどのように設定していますか、答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 松永議員の一般質問の企画総務部での人口減少対策と数値目標について答弁させていただきます。

今議員も申されたように、人口減少対策は、アベノミクスの3つの矢ではございませんが、あらゆる分野の市の政策を結集してこそ効果が上がるものと考えております。企画総

務部におきましては、移住交流相談員の配置と雇用促進の緊急助成金事業を重要施策として実施する予定としております。具体的には、市内の空き家を調査し、移住希望者への情報提供を積極的に行い、人口増へとつなげる事業としたいと考えております。また、雇用対策として、市内事業所などにおいて、市内在住の高校、大学新規卒業者、移住者、再就職者などを雇用した場合に、給料の一部、月額5万円を半年、つまり30万円を最高額として雇用主に補助する制度をやってみたいと思っております。

数値目標につきましては、来年度5年間、平成27年度から平成31年度までの総合戦略において、KPI、重要業績の評価指標を示すことが義務づけられておりますので、その中でしていきたいということですが、例を挙げれば、県外から転入して阿波市内に就職した者の数は何々人とかというような示し方になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。定住人口増を目指して的確な事業の実施、また情報の発信を特に積極的にして、事業効果が上がるように努めてまいりたいと考えております。

それと、政策担当リーダーについてであります。今年度より各課に配置した政策担当リーダーによる人口減少対策への取り組みについてでございますが、今回の地方創生関連事業の部局間の連携調整については、政策担当リーダーなどが中心となって、課長、次長、部長と連携し、またあるいは部局間でも連携しながら、今回の地方創生に係る補正予算の説明要求もいたしました。こういったことで、これから事業を実施する際にも、さらなる部局間の連携と政策担当リーダーの活躍に期待しているところでございます。

地方創生関連事業を積極的に推進するとともに、企画総務課内では組織の立ち上げを今やっているところでございますので、どうかご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） どうもありがとうございました。

再問に入ります。

阿波市では、私たちの時代は、既婚率は90%くらいであったが、今は下がり続け、既婚率は60%に近づいています。しかし、結婚したいと思う人は90%います。今、人口減少対策に一番効果が上がるのは、既婚率の向上と思うが、阿波市は既婚率向上に向けて、婚育事業を充実すべきではありませんか。答弁を求めます。

○議長（木村松雄君） 黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 松永議員の再問にお答えをさせていただきます。

婚育事業を充実すべきであるとのことのご質問でございます。

婚育という言葉は、余り聞きなれない言葉だと思います。これ調べてみますと、結婚能力を育成するということございまして、つまり結婚にまで持ち込める能力、結婚を継続していく能力ということ、これを育成していくということでございます。男女ともにこの能力が必要なわけでございますけれども、近年特に男性の側のこの能力が低下をしております、その婚育を行う必要があるということが言われております。具体的に申し上げますと、結婚に必要なコミュニケーション能力を向上させるということになるわけなんですけれども、例えば男女間において会話をする力、あるいは話を聞く力、服装をどうするか、イメージをどう上げるか、あるいはデートプランをどう立てるか、どのようなタイミングで告白をするか、そのやり方とか、こういったことを教育するということでございます。

議員のお話のように、特に男性の生涯未婚率、これが上昇しております、現在20%ぐらいが生涯未婚率っていうふうに言われてますけれども、人口増加の観点からも、何らかの対策が必要だと思います。ただ、この対策に行政がどこまで関与をしていくべきか、いろんな意見として、やはりやり過ぎではないかとか、そこまで行政任せでいくのかとか、さまざまな議論があることも事実でございます。実施するとしても、その手法、講座を開催するとか、一緒にハイキングに行くとか、映画を見るときか、またその教育をするタイミング、例えば成人してからでは遅いのではないかという議論もあるようでございます。効果の上げる手法、課題について、十分研究していきたいというふうに考えております。また、この婚育事業と同時に、婚活事業を同時にすれば、より効果が高いということも言われております。

現在、阿波市では、阿波市観光協会、阿波市社会福祉協議会において婚活事業ということで取り組んでおります。地域のつながりが薄くなっておりまして、また個人主義的な傾向が進んでいるということで、お世話する人も少なくなりまして、また結婚に対する意識というものも変化をしております。そのようなことによりまして、結婚率が低くなっているという現状がございます。現在、県及び関係機関で婚活事業を開催をされております。こういった広域での開催のほうが参加しやすいというふうな声もあるようでございます。こういった事業につきましても、随時県から市を通じて情報発信するとともに、連携した取組みこれを進めてまいりたいというふうに考えております。今後におきまして、文化や



スポーツなど共通の趣味を持つ者同士、あるいは企業間の交流の場も設けられるよう検討を重ねながら、結婚率の向上、既婚率の向上を目指して頑張ってもらいたいというふうに思っております。

それと、先ほど政策担当リーダーのご質問がございましたけれども、今回地方創生に当たりましては、やはり新たな施策、思い切った施策を議論の俎上に上げていくというふうなことでございますので、やはり政策担当リーダーは主幹以下のクラスでございます。管理職、特に副市長までの間での議論というのがかなり重要になってくるものと思います。そういったことで、先頭になって、この議論を進めてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（木村松雄君） 松永渉君。

○10番（松永 渉君） 行政がタッチしないかん部分がありますね、本当に。ただ、人口減少対策という部分から見ますと、多分平成2年合計出生率、一生に生まれるんが1.57人になったときに、国が、これは人口が減少して、経済が縮小し、地方は崩壊していかんだろうなという危機感持って、少子化対策に取り組みました。ほんで、エンゼルプランから、さっき言いよった次世代行動計画、はや25年がたちます。それで、何百億円っちゃう銭を投資して、でき上がったんが1.34ですかね、43ですかね、合計特殊出生率。ところが、婚育とか婚活のほうに使われてる予算でゼロなんですよ。阿波市の今の予算の中にいっちょもないですよ。ただ、委託して観光協会が婚活事業やったり、社協が結婚相談所をしたりはしてます。でも、これ全部合わせても100万円ぐらい。100万円と何十億円です、何百億円です。数字的に考えると、何百億円かけて、この1.43になった。でも、結婚したい人が9割おって、8割まで既婚率を上げると、この数字って、合計出生率に1.85はね上がるんです。1.85ぐらいまで行くんです。そうしたら、そこへ行政が手出さんっていうわけはいかないと思うんです。やっぱり、ここが一番効果を上げるとこだと僕は思います。

それから、それは大きなことで、ちっちゃいところで、例えば今若者仲人制度なんかうちは余り、昔は仲人制度っていっぱいあったんやけど、若い結婚したて、幸せいっぱいのやつの連れを仲人にさせてやるという方法とか、そんでこの間僕がばらまきっちゃうたプレミアム券、仲人したら食事券を家族でしなよとあげるとか、ばらまきだけじゃなしに、いろいろ活用したらいいんです。

それともういっちょ、やっぱり今婚活事業しよんやけど、ここ動いてみると、情報が

入ってきてないという人、若者に結構おるんです。成果を上げとんが、やっぱり登録制度なんじゃけど、登録制度してくれたら、確実に情報は行くんです。ただ、もう一つ父兄、親の登録制度も一緒にあるんです。やっぱりこのごろ、親があまり真剣っていうか、昔みたいに取り組んでないところがあるんで、両方から流して調整をとっていくと。そういうことも考えて、総合戦略の中で考えていってもらえたらと思っております。

人口減少の最大の問題は、既婚率の低下であります。阿波市では、既婚率が下がり続けています。子どもには、結婚して、子どもを生み、幸せな家庭をつかってほしいと思わない親はいないと思います。しかし、現状は、結婚したい若者が9割いるのに、既婚率は6割であります。結婚したい若者が、皆結婚し、幸せになるためにも、阿波市は婚育事業を充実することを要望しておきます。

今年は、阿波市市制施行10周年であります。キャッチフレーズは、「10周年 かがやく阿波市にきらめく未来」。子どもは、未来そのものであります。子どもの成長は、地域の力となります。子どもを中心に置いた阿波市の再生元年にふさわしい地方創生に向けた総合戦略が策定されることを期待して、私の質問を終わります。

○議長（木村松雄君） これで10番松永渉君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時30分 再開

（2番 笠井一司君 入場 午前11時30分）

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番森本節弘君の一般質問を許可いたします。

8番森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 8番森本節弘、議長の許可を得ましたので、一般質問に入りたいと思います。

今回、4つほど出させていただいております。

まず、1点は入札制度からなんですけども、以前からこれたびたび出しとんですけども、再度お聞きしたいと思います。

まずは、1点目の入札制度からになるんですけども、相変わらず入札辞退者、また不調という部分で、入札の部分で不調、また辞退者が変わらず多くなっているように思いま

す。まだ、変動してないと。逆に多くなってるのかなと思います。これの対応策を一応示していただきたい。それと、今回これをもとに、今改正公共工事品質確保促進法というて、27年4月1日から、これ発注者制度が保たれているかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 森本議員の一般質問の1、入札制度についての1項目め、入札辞退者が変わらず多いが対応策を示してほしいと、2項目めの改正公共工事品質確保促進法による発注制度は保たれているのか示してほしいについて、続けて答弁させていただきます。

最初に、入札辞退者が変わらず多いが、対応策を示してほしいについては、平成26年度に実施した電子入札による建設工事入札件数は202件であり、その内訳といたしまして、土木一式が90件、舗装工事が50件、建築一式が27件、電気工事が7件、水道施設6件、その他造園、管工事等が22件となっております。この入札件数のうち、入札不調により入札をやり直した件数が12件で、その内訳は、建築一式が8件、土木一式が3件、舗装が1件という状況でございます。

入札辞退者が出る原因として、全ての業者ではありませんが、聞き取りを行いますと、現場に配置する技術者不足、民間工事等の手持ち工事があり多忙、下請の協力会社が見つからないなどが意見として出されました。これらのことが建築工事での入札辞退者が多く発生している要因とも考えられます。

議員ご質問の対応策といたしましては、技術者不足の面については、専任を要しない主任技術者の他の工事との兼任、現場代理人においても請負金額が1,000万円未満で、2件までの工事の兼任を認め、運用をしております。また、発注時期が一時期に集中することも、入札辞退者が多く出る一つの要因でもありと考えており、平成27年、今年2月の入札制度検討委員会においても協議を行い、各部長にお願いして、工事実施担当課で年間を通じた発注計画を立てること、またできる限りの発注時期の分散化に努めるようお願いをしております。今後におきましても、工事実施担当課と随時発注時期についての協議を行うとともに、建設工事審査委員会の場でも入札件数の調整が図れるか検討を重ね、少しでも入札辞退者、入札不調案件が少なくなる方策を考えてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、改正公共工事品質確保促進法による発注制度は保たれているのか示してほしいに

ついてであります。

平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律が公布施行されました。改正品確法では、従前の法律には位置づけのなかった発注関係事務の適正な運用に関する指針を国が定めることとされました。主な改正内容は、法律の目的として、現在及び将来への公共工事の品質確保の追加、また基本理念としては、ダンピング受注の防止などが追加され、発注者の責務としては、予定価格の適正な設定、計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更、そして多様な入札契約制度の導入活用が明記されました。最初に、予定価格の適正な設定の項には、最新の労務資材単価を的確に反映した積算を行う適正な積算に基づく設計金額の一部を控除する、いわゆる歩切りを行わないことを示されております。また、計画的な発注、適正な工期設定及び設計変更の項には、発注・施工時期の平準化、当該工事の規模、難易度を踏まえた適正な工期設定、工事内容の変更等が必要となる場合には、適正な設計変更を行うなどが示されております。

次に、本市の発注制度の現状でございますが、改正内容にある予定価格の設定については、最新の労務資材単価を採用し、積算を行っております。さきの質問でもお答えしましたが、工事の発注時期については、今後関係各課と協議し、可能な限り平準化を図ることとしており、工期設定につきましても、標準工期算定表により、工事規模及び工種に応じた工期設定を行っております。しかし、工事施工箇所、工事の施工難易度等は考慮していなかったため、今後検討してまいりたいと考えております。

そして、改正点の一つである、多様な入札契約方式の導入、活用については、本市では平成27年度、新年度より、総合評価落札方式の入札を導入したいと考えております。この入札は、現在運用している工事成績評価点を評価項目の一部に取り入れ、そのほかに業者の施工能力、配置する技術者の資格、優良工事の有無等により、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定するものでございます。今後におきましても、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律を遵守しつつ、入札制度、発注制度のさらなる改善に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 今の企画総務部長答弁いただいたんですけど、やっぱりちょっと多過ぎますよね、辞退者と不調っていうんがね。現実、どうしても建築で多いっていうの

どういふことかなっていうような気もします。どうしたって、地元業者さんって大きな建築するっていうよりも、地元の道路とか、水路とか、ちっさいもの、小規模な工事ちゅうのが多いと思うんやけど、これに対しては、発注時期が近いとこにあつたら、なかなか人もおらんのでね、とりにくいっていうか、とれないっていう部分のほうが多いと思う。やっぱり、今答弁もあつたように、現場に配置する技術者とか、人材不足です。それと、物もないし、会社自体もどんどん減つておるしね、昔の半分ぐらいになつてる。かといつて、今度は仕事量はふえとんです、日本全体から、うちの市もそうなんやけどね。だから、やっぱりやってもらふ、食わしてくれる人の側のほうも、ちょっとうちのほうからも、注意して見てほしいっていうのが、私の今回の質問内容なんです。というんが、入札不調・不落の増加っていうのは、全国的に本当に多くなつてきてるんですよ、ここ3年ぐらゐの間に。これ何かつたら、やっぱり東日本の震災、昨日で丸4年目を迎えたんやけど、あれからやっぱり国づくりっていうか、防災対策とか、そういう部分で社会資本の投資ちゅうんは、かなり国家事業としてうたつててきた。それにも増して、まちづくりの中で市町村が合併したことによつていろんなインフラの整備をやるつうて、そこへ今度この10年、15年で、どんどんどんどん業者も少ない。育成もできてない。単価もやっぱり世の中建設業どんどんどんどんそういうふうなとこで設備のほうの安く抑えるというか、正直言うて、ダンピングみたいないとこでやつてきた。去年に、国交省が市町村にアンケートをとつとんです。市町村の実際言うて、これ業者のほうの立場から入札の不調とか辞退者が多いつていうとこで、今答えてたんですけど、現実、市町村の脆弱な発注体制が浮き彫りになつたつていうんは、国交省調査でも出とんねん、去年に。それをもとに、今回改正品確法が出たつていうのが流れになつてつていうこと。

改正品確法なんやけど、今度発注者側にいろんな要件をまた求めとんよ。もともとつくるもの自体をやっぱり品質がいいよな、また安くいいもんをつくつてくれつちゅうことだつて始めたもんなんだけど、実際言うて、今回は発注者側にも体制の脆弱さ出てきたから、やっぱりそういうのが人材が発注者側にいない。ここで今回、主要なとこは何かつて言うたら、背景にはやっぱりダンピング受注の行き過ぎた価格競争、これによつて建設業者、ようけ排他されたわね。それと、現場の担い手不足、若年入職者の減少、ここを建設業だけでなしに、農業関係もいっばいいいっばいそうなんですけども、そしたらやっぱり発注したらマンパワー不足、地域維持管理体制への懸念、発注者の負担の増大、いろんな資料等もいっばいつくらなあかんしね。そういうとこで、どんどんどんどん出してもこなせない

っていうところが多い。これによって、今回これ品確法をもとに、やっぱり現場のほうの建設部の中の体制もちょっと見直してほしいなっていうのが、私の今回の再問なんです。

ポイントの中で、改正品確法の運用指針の中で必ず実施すべき事項っていうことが6つぐらい出てます。市場の労務資材等の取引価格、施工実態を反映した積算をしなさい。適正な工期を前提に、最新の積算基準を適用してください。歩切りの根絶やね。今、歩切りないって言うたんやけど、歩切りをやるっていうことは、設計単価、要するに予定単価を出す以前にきちんとした設計単価出しなさい。低入札価格と調査制度、それから最低制限価格の活用の徹底、ダンピング防止やね、と予定価格は原則として事後公表ちゅうことをうとうてますけども、実際うちも予定価格後に出してますわ。それと、適切な設計変更やね。やっぱりきちんとして、きちんとして仕事ができたら、適切な設計変更をやってあげてください。それと、発注者側の連携体制の構築。すると、実施に努める事項というの5つぐらいある。工事の性格に応じた入札契約方式の選択の活用、契約内容も1つじゃなしに、契約する場合のいろいろな手法で契約してあげてください。発注施工時の平準化、これ今平準化言われよんですけどね、結局工期がずっと集中してくるわけやね、年度までに仕上げなあかんから。このとき、今度新しいんは、債務負担行為の積極活用、要するに延ばしたり、縮めるちゅうことはないんやけども、やっぱり予算のつきぐあいによったら延ばして、ちょっと工期なんかもちきちんとして見てくださいと。見積もりの活用、ちょっと長くなるんで、すいません。今日の、昨日かな、徳新にね、徳島市の電線工の工事入札で、想定予算超えで中止になった仕事があります。国土交通省徳島河川国道事務所は、10日、12日に予定していた徳島市常三島町地区での電線共同溝工事の入札を取りやめたと発表した。これ何かあったら、2月3日に公告して、工事費を改めて積算した結果、想定以上に高額なる。予算枠を超えることが明らかになったため、2015年度の予算で再発注する予定だと。これ要するに、前年度、14年度の電線地中化で同等の工事を参考に予算決めておったんやけども、きっちり積算してみたら、相当それが1億2,000万円も上回るっていうことで、とるところがおらんようになった。とれる業者がない。要するに、積算根拠がきちんとしてないから、発注者側のこれミスですよ。そういうことがよくあるからね、そうとこでやっぱり見直してって、品確法。再問というよりも、これお願いに当たるんですけども、やっぱり今どんどんちょっと業者さん不調で、とる工事量減ってますし、業者さんのほうも負担が大きいいし、現実最低制限価格でランダムにとって、なかなか利潤を得られないちゅうとこで四苦八苦してますやん。ただし、必ずやっぱり社会資本を

整備していかなあかん部分でもあるしね、そういうところで、今回の品確法を十分守って、発注制度をもう一遍改めて構築してほしいなっていうところで、お願いしたいと思います。

再問、終わります。

2点目に入ります。

公共的施設の統合整備について、公共施設等総合管理計画に基づき、除却の考えも含めた、合併以前の旧町役場の活用計画を示してほしいは、昨日の江澤議員の話でお伺いしました。基本的には、合併特例債を使ったり、ほかの補助事業で除却を考えて、阿波のほうの旧本庁舎のほうは再利用を考えて、あとは除却を考えた中で、防災公園みたいな緑地化しよかみたいなことなんやけどね、1点お願いは、同じような緑地化だけでなしに、除却した後も、もうちょっとその地区とか、その地域に応じた公園なりを整備にやっぱり考えてほしいなというところあります。

ちょっと1つ聞きたいんは、これから壊そうとする3町の今現在の管理ってどういうふうになされとうか。ちょっと私も吉野のほう行ったら、支所のほうで、本庁のほうは鍵だけ閉めてね、あれ電気なんか切れとんかなってちょっと心配したり、今計画で昨日聞いたように、28と29年で市場やって、あと土成、吉野と除却って考えとんやから、あと二、三年あるんやけどね、これも5年以内で合併特例債使うための計画になってきとんだろうけど、今の支所の旧の庁舎跡っていうのは、どういうふうな管理でされとうんでしょか。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 森本議員の質問に答えたいと思います。

支所の今の現状ということですが、昨年末の新庁舎の完成を踏まえて、昨年は夏ごろから文書管理規定っていうのに文書がたくさんありますので、文書管理規定によっていろいろな書類の保存年月っていうのを定めております。それに基づいて、各課時間をすり合わせて、年末から年明けの引っ越しを行ったんですけど、これによって、確実な文書の整理はなされていると思っておりますが、いま一度早急に、土成、市場、吉野、それぞれのもう一度庁舎の中を点検して、早急な文書管理とか、文書以外のものもありますが、そういった点をもう一度早急に点検して対応したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 後で聞こうと思うた話であって、今現在の状態、どういうふうな管理、それは後でちょっと聞こうと思うたんやけども。支所、本庁跡の今の管理という

か、閉めたままなのか、電気切れたりして、電話も使えんのかも、鍵はどうしとんかとかね、そういうふうな、どんな。支所のほうにいちょういちょう聞くんも何なんやけど、ちょっと吉野の支所を見る限りは、鍵かけて、夜も電気もつかずに、うちのほうはひまわりのほうで支所機能をやっとなですけど、旧庁舎のほうの管理ってどうなっとうかなと思うてね。すいません。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 現在の3支所につきましては、基本的には企画総務部の契約管財課の管理としております。ということで、いろんな今まで使っておった光熱水費とか、その部分については、全て閉鎖して切っているかといいましたら、いろんな四国電力等との契約問題も残っておりまして、全てゼロというわけではございません。基本的には、契約管財課の管理としておりますが、不要な費用がかからないように早急に取り組んでいるというのが現状でございます。よろしくをお願いします。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） これも使い方聞きたかったんだけど、昨日も聞いたんでちょっと聞かせてもうたんやけど、中に、やっぱり部長おっしゃった、これは先に言ってくれたんやけど、いろいろな昔の書類ありますよ。これをどうにかしとかんと、後の質問で天満さん等にまた聞くときに、昔の資料残ってへんのかちゅうて、そういう分部もちょっと問うとうとこあるんやけど、要は新しくなって、ばたばたとして、昔の旧庁舎に分散して合併が始まって、そのときに旧庁舎に置いた書類が、いまだ片づいていない。今度新しい庁舎に来るんやけども、片づけてきちんとした、いろいろの事業を起こしてきとんやけど、まだ継続でやってきとう事業とか、そういうもんで、大きな事業のそういうふうな協定書みたいなもんっていうか、それから契約書みたいなもんというか、そういうものも法律上何年かで整理していくんだらうけど、今ちょっとどういうふうな昔協定書結んだんなちゅうてもなかなかわからんでね、その都度要するに担当課でこういうこと聞いたときには、私ちょっと担当でなかったんでわからんとかね。それは、やっぱりわからんですよ、旧町でやったやつ。これの事務処理を早いことせんと、償却で潰すまでにちょっとちゃんと書類置いといてほしいなと思います。

それと、今回私全部見てないんで、総務委員長でもあるんで、予算的にはちょっと全部見てなかったんやけども、前から言いよるように、旧庁舎置くことによって、今みたいなセコムかけたり、電気入れたり、やっぱりセコムかけることで電気置いとかないかんし



ね、それから水道もそうやんね。完全にゼロにならんので、特にうちの本庁なんかだったら、恐らく去年ベースで、この新庁舎なんてわからんのやけど、4庁と本庁とあれて、維持管理で、水道光熱費で約7,500万円ぐらい見よつとったはずよ。このまま、これは皆も仕事してのことなんやけど、今閉めたままで置いとつてもお金かかるというんであれば、どっかの時点で整理しといて、とめとかんと、予算今回見てない、どこかで上げてきとんかわからんのやけど、ちょっとこれ早く対応しといてほしいなど、電気のほうも。そうせんと、ダブルでお金要るし。

もう一つお願いしときたいのは、これ公共施設総合管理計画、これ27年の策定になつとんのやね、実際。だから、これもしつかり、それも含めて、ちょっと管理やってくださいってことです。2点目は終わります。

○議長（木村松雄君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 2問目が終わりました、3問目から改めて質問をさせていただきます。

3問目の質問なんですけども、一応吉野川下流域農地防災事業についてということ。

私も吉野の柿原堰から鳴門のほうにかけて、現在の下流域農地防災事業の管水路の施工が完成に向かって着実に進んでおります。一応、平成26年度完成を目指しておったんですけども、第十堰のほうからの取水がちょっと今途中でとまってるっちゃうことで、去年の春から通水が柿原堰から始まっております。この事業、一応農林省のほうでやってるんですけども、受益面積が5,218ヘクタール、受益者数8,969人っていうところで、工期が3年度から平成26年予定なんですけども、まだちょっと一部残して完成に近づいてます。今、事業費としては、事業費ベースでは、一応総事業費が1億3,500っていうことで、当初大体4,500ぐらいだったのが、この二十四、五年のうちに3倍ぐらい膨れたような状態の事業費になってってということをお聞きしてます。それが25年度末ぐらいの進捗率で、大体事業費ベースなんですけど、97.5%というところで進捗しています。

これも、何を今回お聞きしたいかと言うと、吉野町時代の事業を引き継いで今阿波市の

ほうでもその完成に向けてお手伝いしてると思うんですけども、第1問として、吉野川下流域の農地防災の完成に向けて近づいているが、阿波市、旧吉野町ですよ、それが農政局との間、農地防災事業所との間でいろいろな協定書なり、申し合わせ事項等々があって、それが実際履行できているか、工事が終わっているかっていうことも再度もう一遍調べていただいて、ちょっとお聞きしたいなっていうのが1点です、1問目は。

これに関して、この中に下流域、いつも私質問出んですけど、大体この農地防災事業のほうで幹線があります。大きく北部幹線が29.3キロ、南部幹線が16.5キロ、第十幹線水路っていうのが11.5キロで、東部幹線水路6キロと。これ吉野町、阿波市を通っているのが、北部幹線と南部幹線と2本が大きく通ってるんですけども、今日もともとこの中で板名用水っていう事業組合、これがかんがい用排水路なんで、これが南部と北部が幹線によって、いつも私がお伺いしてる古毛川っていう幹線が、これがどうも排水だけになってるんで、これちょっと2点目なんですけども、もう一度これ吉野川の下流農地防災事業と絡み合わせて、今後の管理形態はどのように市のほうとしては考えているか。現実、古毛川っていうところは、実際板名用水の敷地がほとんどです、後半に関しては。ただ、底地は、青線、法定外と聞いとるんで、法定外の管理に関しては、うちのほうで国からのあれで、市のほうで管理しなきゃいかんのかなっていうふうに私はしていきよんだろうなと思うとんです。これと、今現在この古毛川が上板との間で協議をさせていただくとるんですけど、上板が今これを一級河川に上げれないかということで、古毛川、高志川と並行して、上板が今協議中です。これの今進捗等、今現在のどういうふうな協議内容を、ちょっと3点ほどお伺いしたいと思います。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 森本議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

3つ目の吉野川下流域農地防災事業についての1点目、吉野川下流域の農地防災事業の完成が近づいているが、阿波市と農政局間の申し合わせ事項の履行はされているのかというご質問でございます。

国営吉野川下流域農地防災事業の国営総合農地防災事業吉野川下流域地区は、中国四国農政局四国東部農地防災事務所が事業主体となりまして、阿波市、徳島市、鳴門市、そして板野郡上板町、板野町、藍住町、北島町、松茂町の3市5町にまたがる、面積約5,200ヘクタールの農地に分水するための整備事業でございます。この事業では、農業用取水口を吉野川の柿原堰、第十堰及び旧吉野川の揚水機場に統合するとともに、幹線水路の

整備と関連事業で末端水路の整備を行うことで農業用水の水質改善や機能低下した用排水施設の機能を回復するなど、生産性の向上及び農業経営の安定を図る計画となっております。工期につきましては、平成3年から、現在30年度までの計画となっております。事務所が発表いたしております工事進捗率は、先ほど議員から工事は97.5というご紹介をいただきましたけれども、事業予算費のベースによりますと、26年度末の見込みで87.4となっておりますのでございます。

議員から1点目のご質問として、吉野川下流域農地防災事業に関して、事業開始当時からこれまでの間に事業主体である国の事務所と当時の吉野町あるいは合併後の阿波市が取り交わしをした申し合わせ事項があるのか、またその履行、つまり決め事が守られているのかのご質問でございます。

それぞれの案件ごとに、各部局がその都度対応してまいっておりますけれども、答弁の関係上、確認できたもののうち、何点か私のほうからまとめて答弁をさせていただきます。

まず、消防防災関係につきましては、本市合併前の平成17年当時の吉野町長から農地防災事務所長への陳情をもとに、合併後の平成19年に阿波市長と防災事務所長が取り交わした消防水利使用に関する覚書がございます。この中で、分水工施設を防火用水として緊急時に使用することに同意するとありまして、これについては現在履行されておると認識をしております。また、平成22年には、柿原取水口の沈砂池、砂がたまる池でございます、の工事に当たり、既存の防火水槽が支障となり撤去されましたが、協定書に基づきまして、平成23年には40立方メートルの水槽に復旧されております。

次に、建設部関係では、それぞれの工事区間で生じた道路、橋梁、水路等の復旧工事につきましては、随時現況復旧による対応が協議の上図られておりますので、現時点で特に履行されずに問題となっている箇所はないかと考えます。

次に、水道関係でございますが、平成22年度分の支障管路の復旧について確認をいたしましたところ、市長と事務所長間で、補償工事協定書を締結をいたしておりますが、既に移設の工事が完了し、復旧をしております。

次に、柿原の旧簡易水道の水源地の施設についてでございます。

話し合いによりまして、事務所から支障となった物件について補償工事ができる時期となれば市がその連絡を受け、補償対価を受けることとなっておりますが、この件に関しま

しては、まだ完了はしておりません。

本市では、このように履行がおこなわれているような案件のほか、他の部局においてもかなり経過年数を経ているため、十分把握できていない案件がないとも言えません。今後、各部局ごとに関係資料等の精査を行っていきたいというふうに考えております。

なお、文書類につきましては、全てを永久的な保存とはいたしておりません。文書類の管理につきましては、阿波市文書管理規定を市では設けておりまして、その第53条におきましては、それぞれの必要性によりまして、30年、10年、5年、3年、1年、そして1年未満と、6種類の保存期限を定めております。また、59条におきましては、この期間の満了後には廃棄する旨を定めております。これにより、毎年ごとの整理を行っております。また、平成17年の10年前の合併時の片づけ、それから今回市役所に統合となる移転に伴う片づけなど、随時行っておりまして、全ての書類が現在手元にあるとは言い切れないということもございますが、その点ご理解をいただきたいと、お願いを申し上げます。

次に、2点目のご質問で、古毛川の今後の管理形態はどう考えているかというご質問でございますが、さきのご質問でもございました国営総合農地防災事業の幹線水路の完成に伴いまして、板名用水土地改良区が管理しておる従来の主要幹線でもございました古毛川、それからこれに関連して上板町の高志川がございまして、これがかんがい用水路としての役割が少なくなり、今後の管理のあり方が問題となっております。この問題などを解決するため、本市、上板町、そして国、県、改良区の関係者で立ち上げた板名用水地域排水対策連絡協議会が、県農業基盤課を事務局として、平成5年に発足しており、これまで検討が重ねられてきております。本来の機能が変化し、老朽化した古毛川及び高志川の管理につきましては、地元の土地改良区にとりましても負担が重く、また財政基盤の脆弱な本市、あるいは上板町にとっても大きな問題でございます。その打開策を検討する中、これまでに浮上してきた1つの案といたしまして、板名用水土地改良区の管理施設としてではなく、本市、あるいは上板町が準用河川として指定を受けて管理をし、その後国の河川審議会を経て、一級河川の指定を受け、またその後に県が管理をしようとするというものでございます。しかし、現段階におきましては、これも諸般の事情によりまして、最終決定とは至っておりません。

古毛川及び高志川につきましては、阿波市だけの問題ではなく、下流となる上板町と密接に絡む問題であることから、本市としても、その対応に苦慮しているところでござい

す。今後とも、国、県、改良区と十分な協議を重ねた上で、関係市町の間で足並みをそろえながら、解決策を見出すべく、十分な調整、協議を行わなければならないと考えております。

3点目のご質問、古毛川についての上板町との協議の内容についてはというご質問でございます。

最近の状況として説明させていただきますと、昨年末に、上板町より、阿波市、上板町、板名用水の関係3者で横の連携をとりながら、今後の古毛川、高志川に対する取り組みの検討を進めていきたいとの協議の申し入れがございました。そして、勉強会を開いた上で改めて考えていこうということで、今年の1月15日、上板町役場におきまして、本市、上板町、板名用水の関係3者が寄りまして、協議を行いました。その概要を少しお話をさせていただきます。

協議におきましては、上板町及び板名用水土地改良区より、共通認識を持つため、これまでの経過説明がございました。国の一級河川に昇格するには、国の運用指針そして県の内規にも該当することが必要であるが、当該地区は農地の浸水被害や台風時に住宅の床上浸水が頻繁に起きるような地域ではないなど、認定条件に合致することは難しいとの認識がございました。また、出席者より、古毛川、高志川については、財政基盤が脆弱な阿波市、上板町が管理することは財政的に非常に困難で、また一級河川の指定は非常に難しい状況であるが、粘り強い要望活動が必要であり、また今後とも3者で歩調を合わせた勉強会、行動が必要であるとの意見が出されまして、今後とも継続的に協議を重ねることを確認して終了しております。

以上で会議の概要を報告させていただきます。答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） さっき2問目にもちょっとお話しさせてもうたんですけど、お願いって言うたらおかしいですけど、やっぱりいろいろ頼む、要望を出したときに、昔のそれが残ってないっていうか、全然やっぱり4町が一緒になつとんで、各町のことはわかってても、自分の出身町のことがわかってても、他町の引き継いだ仕事がわからないっていうところで、なかなか前へ進まないっていうところで、やっぱりこの下流域の防災事業、恐らくもっともっとその都度はいろいろな農政局と吉野町とかの取り決めがあったはず。履行されとったら、そんでええねんやけどね。履行されてないものがあるって、履行されてない書類があるのにもかかわらず、それを紛失しているとかという部分もあるんじゃないかなみた

いなとこがあつて、ちょっとさっきも言いよつたように、支所のほうの部分でそういう部分が残つとつて、また整理して早目に対応してほしいなと思います。

下流域のほうは、これで今天満部長のほうで答弁はよくわかりました。いろいろあつて、ほとんど履行されてる中で、一部ちょっとまだ残つて、これからつていうところもあるつていうのわかりました。

ただちょっとあと、古毛川幹線に係る話なんですけども、これまた政策監のほうにちょっと見解をお願いしたいんですけど、急に振つて申しわけない。要は、今まで何で進んでないかつて言うたら、要するに産業経済課では、やっぱり農地関係の農業整備として水路としての管理できるんですけど、今度、前は板名用水さん、今でもそうと思うんですけど、うちの場合、吉野の場合、排水が板名用水とか土地改良区の水路に入る場合は、やっぱりそこへ補償費とか、負担費みたいなものを年間お願いしたり、個人の家でも、建てる時にそつちへちょっと家庭排水流させてもらうちゅうところで、板名用水さんにお金払つたりして、排水させてもらいよう現実です。この問題、実は去年の一条保育園、今認定こども園の部分で、それがすぐに今板名用水の北部幹線のほうに今まで一条幼稚園と保育所のほうの排水は出ていつてたんです。建てかえるに当たつて、再度また今度新しいこの4月1日からの排水関係の負担金みたいなものを話に行つたときに、結局管理しよう板名用水さんが、全体後のことも含めて、一旦そういう負担金もろうても、うち管理できませんよつていうふうな話が出てきて、これどうも抜本的に考えてくれないかと。窓口は、やっぱり福祉のほうにこういうことが出とんで、福祉さんどうで、ここで負担金の契約とか、取り決めができんかつたら、排水がつなげないというところがあつて、農林のほう、産業経済部に相談したら、これ農業用水とはしとんだけども、ここの管理というたら建設じゃなとか。結局は、何が進まんのかつちゅうたら、そういう問題解決する数がないんです、ここの幹線に関して。農林が、農業関係から見ると、管理に対しては建設が絡み、ましてや、排水する場合には福祉みたいな部署が絡みで。抜本的にやっぱり誰が一番困るかちゅうたら、地元のその土地に、そこの使いよう市民一般、私たち市民が困るんですよ、最終的に。今回も、これ古毛川幹線、今上板のほうは一級河川というところで申請しようやけど、これなかなか難しいところだと私も認識しています。ただ、吉野の場合も、今窓口は農林のほうの天満さんの部になつとんですけども、やっぱりいろいろ関連したときには、掃除となつて、掃除してくれるかつて言うたら、法定外なんで、私たちがお願いするんは、管理課に頼んどんですよ、掃除を。何を政策監にお伺いしたいかちゅうた

ら、これ一本にまとめて、ここの対応ができるような課、課って言うたらおかしいけど、部署ができないですかっていうことです、再問。

○議長（木村松雄君） 藤井政策監。

○政策監（藤井正助君） 森本議員からは、多分幼保連携施設の設置に伴う板名用水との関連で、責任持って対応できる課はできないかということだと思っんですけども、とりあえず市長のほうから指示を受けておりますのは、ある大事な事務事業を展開する場合は、各部局間の連携を密にとってするようにという指示を受けております。この件につきましては、早速福祉、それから産業経済部、それから建設課のほうと連携を密にして対応してまいりたいと考えてますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） ぜひともお願ひします。

内閣府じゃないんやけども、内閣府でも総理大臣の補佐的に、山口さんみたいに特別大臣ちゅうんですか、ああいうところがあって、その都度やっぱり国のほうも創生事業とかなんとか言いながら、今までの組織ではできない部分の仕事ちゅうんがふえたり、やっぱり横のつながりを一つにする部局が要るんじゃないか。それはどうしたって、国だったら首相官邸がするんで、極端に言うと、ほんと市長の横に、政策監みたいにもものすごい、そういうふうな部分で特別事業に関しての、そういうふうな政策できる部署の担当みたいな人がついてくれたらええんかなっていうふうな考えもあるんですけど、その都度。特に、創生事業なんか、これ持ってこられても、現実企画部自体が今企画総務部になって、現実は今事務方をこなしていけるのは、皆さんほんますごい夜遅うまで一生懸命やってくれとんですけど、何するか考えたら、なかなか横の連携を各部署それぞれに担当十分力発揮してもうて仕事をやっていただいとんですけども、連携っていうて、1つのものを何か形にするとか、企画するというん分は、どうしたって今の何らかのできないと思うんです。それは広い意味でそうなんですけども、古毛川に限らず、いつも言ようように、排水は、最終的にどこで排水計画終わっとうかって言うたら、うちの排水計画、排水路、排水網の計画はこうしますってうたえるんだけど、最終的な流れていく幹線に古毛川幹線、川に関しては、この改修を板名用水と協議する、上板さんと協議するで終わってしもうて、同じようにずっと一緒なんですよ。排水でオーバーするだけでなしに、今現在川も見てください。この川も、ごみでごみで大変。これは、一々今管理のほうにお願ひして、頼むって。

今までは、板名用水さんが、言うたらね、用水に使うときにやっぱり掃除に入ってくれよったんやけども、現実今うちのほうからも清掃費として出てます。でも、現実には、板名用水さんもそれができないんで、用水は使わないんで、掃除もできよらんのが現実になってしまう。それをお願いして、特に河川なんか管理に言うんねんけど、管理部に聞いたら、管理のお金と、維持管理全体のお金の7割か8割が河川とか、それから木の伐採、だから道路の補修とかというところになかなか使えないのが現状で、どんどんどんどんふえていく。やっぱり根本的にそういうところ部署を、考えてもらうところをちょっと別に特命みたいなんつくっていただいて、ぜひともやっぱり詰めていってもらいたいなと思いますんで、よろしくをお願いします。3点目、終わります。

次、4問目の今度福祉のほうに、また質問に入ります。

子ども・子育て支援についてなんですけども、今度4月からこれ子ども・子育て支援新制度がスタートして、新制度が始まるんですけども、保育士さんの確保と対応策なんですけども、この3月の広報で、臨時保育士さん等々の2次募集が出てました。要は、1次募集で集まらずに、そういうふうな保育士さんに限らず、ほかの部署でもどうも人材がちょっと2次募集かけなんだらいなかったりちゅうところがあるんですけど、要するに子ども・子育て支援制度の内容は充実した、それからやる方向も、うちも先ほどの質問で出たんですけども、器もできた、市役所としてもそういう対応する者もできた、設備もできたって言うんですけど、今度来る人が来れるような場所をつくったけど、それに対応して、それを世話する人がいないっていうような状況になっただけですけども、現実これ4月から子ども・子育て制度が始まるんですけども、保育士さんの確保はできましたか。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 森本議員の1問目、4月から子ども・子育て支援新制度が始まるが、保育士の確保はどうなっているかという質問にお答えします。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートします。本市の就学前の児童の利用施設については、新しく認定こども園が3カ所開園することから、保育所が6カ所、幼稚園が6カ所となります。保育所に勤務する臨時保育士の確保については、毎年苦勞しているところでございますが、全国的にも保育士不足であるということですが、本市は平成27年度保育所と幼稚園を統合し、3カ所の認定こども園を開園いたしました。そこに勤務する保育士、保育教諭について、1次募集を行いました。まだまだ十分な保育士、保育教諭の確保ができていない状況です。保育所や認定こども園には、設置基準で



ざいます、例えばゼロ歳児には3人に1人、1、2歳児には6人に1人、3歳児には20人に1人というように、おおむね保育士の人数が定められております。その基準に対応できる人数はほぼ確保できる予定ではあります。しかし、発達が緩やかなお子様への対応であったり、突然の途中入所の申し込みがあったり、また保育士の病気、出産等の代替、急に保育士が必要となった場合には確保が難しくなっております。子育て支援課といたしましては、保育士不足が児童の保育所、認定こども園への入所に当たっての支障とならないよう保育所との連携をとりながら、人数に余裕がある保育所を紹介したり、また施設内で保育士の配置がえを行ったり、工夫をしながら確保に向けていろいろ手だてを行っているところであります。

以上、1問目の答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 確保できたっていうことでええんですね。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） すいません。一応、4月の途中の入所については、ある程度確保はできております。ただ、途中入所、それから発達ちょっとおくられている方とかという方については、やっぱり加配措置がありますので、その分については、また再度募集をかけていきたいと思いますが、当面の分についてはある程度はできたと。今回、2次募集という形で補充、また途中入所の方も予定されておりますので、かけております。すいません。よろしくお願ひします。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） 苦労して、ほんま苦労してますよね、ずっとやけどね。

インターネットなんですけど、ちょっと他市の状況を見てみたら、やっぱり他市も同じや。取り合いて言うたらおかしいんやけどね、何かって言うたら、やっぱり安いんでしょね。安いし、責任がどんどん大きくなってきて、実際臨時っていうとこで、いつまで勤めるか。今度、保育を預ける側の保護者さんのほうの要望とか、そういうんも大きくなって、なかなかうたい文句みたいに、子ども・子育て支援の大変ないい制度がスタートするんやけど、実際そこでスタートしたことを、この新制度をきちんとこなすだけの人材がないちゅうんは現実だろうね。ほんで、保育士さんの、これ、部長に対応策を示してほしいって言よんですけども、対応策って言うたら、今んとこ打つ手はないって言うんが現実じゃないんですか、再問。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 2点目の保育士の確保の対応策ということですが、保育士の対応策につきましては、本年度2次募集ということで、先ほども言いましたが、再度臨時保育士、それから臨時保育教諭の募集を行っております。また、学校教育課、秘書人事課と協議を行い、保育所の人数が少なく、早出遅出のシフトが難しい保育所においては、本市として初めて1日4時間のパート臨時保育士を募集いたします。運営に支障が出ないように対応していきたいと考えております。

また、その他に保育士の資格が取得できる大学等への就職のあっせんをお願いしたり、それからハローワーク等に登録し、就労していない潜在保育士の確保に努めていきたいと思っております。今後は、徳島県福祉人材センターアイネットに、徳島県保育士保育支援センターへの登録も行っていきたいと思っております。

担当課といたしましては、保育所、認定こども園において、保育士の不足が生じないか把握に努めながら、不足が生じる場合には、県とかハローワーク及び保育士保育支援センターに積極的に連絡、相談するなど、連携を図りたいと思っております。これからも、保育士の確保に取り組んでいきたいと考えております。また、阿波市においても、まだ保育士資格や幼稚園資格があっても就労していない潜在保育士がいると思われれます。議員の皆様方で、そういう方がご存じであれば、またお話ししていただければよいと思っております。そういう形で、できるだけ機会をふやして確保に努めていきたいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。

○議長（木村松雄君） 森本節弘君。

○8番（森本節弘君） よろしくお願ひします。

新制度なんか、いろいろな制度を言って、一生懸命うちのまちのほうも、その政策にのっとって、その制度を利用する人にも十分サービスできるように頑張ってやっていただいとると思うんですが、やっぱり何さまどっこもそうなんですけど、人材不足というところが抜本的にあるんかなと。それと現実、やっぱり国のほうも、結局私今も、これ全体のまとめでちょっとなるんですけど、今回これ全部話しする中で、あっちある課、いろいろ寄るんですけど、皆さん一生懸命してますよ、夜の遅くまで。これ今質問させてもうた中でも、やってるんだけど、なかなかこなせないよね、こなせてません。創生事業っていったって、さっきも言いよったけど、創生事業何するかって考える課もいるし、人どんどん、わあほんま要るんでないかなと、私ほんま思ってます。やはり処遇の改善だけでは解決す

るもんでもなしに、やっぱり今の体制も、これからやっぱり4課もいろいろな部分で見直していく時期にもなっとんちやうかなと思うんです。今の4課の体制、4部の体制でね、いろんなことをこなすには、この創生事業っちゅうんはなかなかこなせん違うかなと。その一環としても、やっぱり子ども・子育ても出てきとうことやしね、これ実際言うて、消費税上げるからっていつて7,000億円か、約0.7兆円か、7,000億円の部分で処遇改善しなさいねとか、もっと子ども・子育ての支援やりなさいよって、国のほうからお金出しまっせみたいなのを言うて、何か出てました。現実には、でも今の状態の部分で募集したら、なかなか保育士さん来れないということで感じましたんで、努力よくわかるんですけども、人材不足、市のほうもやっぱり要るんでないかなと。それと、各部のほうも、今の体制をもう一遍見直していく分も来とるんじゃないかなと。総括して、もう一遍、政策監、今の部分でこの4課ね、これこなすに当たって、今いろいろお願いした分でこなすに当たって、4課の今事業。ごめんなさい、急に。

○議長（木村松雄君） 森本議員に申し上げます。

再々問までですので。

○8番（森本節弘君） もう終わりかい。まだいけるんかいね、終わり。

○議長（木村松雄君） 終わりです。

○8番（森本節弘君） もう終わりですか。はい、わかりました。

ちょっと意見だけ。

ちょっとなかなか人材不足っていうところで、うちのほうの市のほうもそうです。というんが、今度まちづくりの中で私疑問に思うとんやけど、行財政改革で平成31年までに大体今回、このあれで職員の人員の399人の条例出てますよね。今度、平成31年には、これちょっとまちづくり、行革の中で360人やっていうふうなところが前もちょっと市長にもいろいろ話ししたんですけど、出とんですけど、私とてもじゃないけど、今までこれ与えられてくる国の行政移譲してきたら、これ本職員がこの360で今のサービスもやれるんかなというところは疑問に思うてます。それに、要するに合わせていくには、どうしたって臨時職員さんとか、今言うた正職員でない人を入れてくる。また、指定管理にかける。結局は、予算としては大きく含んでますよ、人材は減っても。トータル的に予算はどんどんどんどん大きくなるんですよ。これもっと、やっぱり中で考えていく時期にも来とるんじゃないかなと、4つの質問しながら思いましたんで、さっきの古毛川の件も関して、特命部みたいなのこもつくっていただいたりする部分も柔軟にやっぱり対応していた

だきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（木村松雄君） これで8番森本節弘君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時36分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番吉田正君の一般質問を許可いたします。

11番吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいま議長のほうから許可をいただきましたので、この議会最後の一般質問を通告に従いまして、11番吉田正、これから順次質問をいたしてまいります。

今回は、阿波市誕生の経緯を少し交えて質問をいたします。

当初は、郡を越えた4町が合併し、阿波町市制10周年を迎えることになりました。まず合併直後は、旧町の課題や阿波市としての本来実施すべきさまざまな重要な事業が山積しとったと思います。重要事項に改善されたと感じておりますが、現在特に全国的に地域間の格差、少子・高齢化社会ということで、阿波市も同様でございますが、合併は私は成功したものと思っております。

今回、政府は抜本的に地方の活性化のために地方創生2法が可決、地方創生というテーマが各自治体、公共団体に、地方版ということで戦略で地方の出方を見ております。人口動向と産業実態を踏まえ、2015年から2019年の5カ年の政策目標の策定が課せられ、新年度にはその総合戦略阿波市版ということで設定することが聞いておりますが、私は計画の策定には、まず10年前合併後の阿波市の現在までの市政を検証してみることが大事でなかろうかと思っております。

そういうことで、阿波市が誕生する経緯ですが、徳島県でもまず例がない、郡を越えた合併ということに阿波市が誕生しております。その件につきましては、吉野町竹重町長、土成町が板東町長、市場町が小笠原町長でございまして、そして阿波町では安友町長で、合併協の長をしておりました。ともにそういうような県下に例のない郡違いの4町が合併し、今年で10年目ということでございます。合併当初は、郡違い、行政違いということ

で、いろいろな面で問題がございましたが、今は現在徳島県、それから日本でも誇れるような立派な庁舎もでき、まちづくりが着々と進んでおると思います。

それでは、これからの合併10年を迎えたときに、少し皆様方にも考えてもろうて、もとに帰ってもろうて、市民のための立派な阿波市ができたなと思えるような行政をこれからも進めてもらいたいと思っております。

それでは、時間があるので、ゆっくりと順次お伺いしていきたいと思いますが、まず阿波市の前期第1次総合計画「わたしの阿波未来プラン」ということで、これは初代の小笠原市長が出した計画書でございます。それから、この計画書をもとに、小笠原市長が誕生し、野崎市長が副市長ということで、この第1次総合計画はできたと私は思っております。それからいろいろと小笠原市長は、土成の学校の改築工事、教育面では力を入れ、いろいろと阿波市の礎をつくってくれたと思っております。野崎市長も、小笠原市長の行政手腕を参考にしながら、小笠原市長の副市長として懸命にやっけてこられ、今の現在があるのでなかろうかと私は思っております。

それでは、これから順次質問をいたしてまいります。阿波市が誕生されてから10周年を迎えて、今年が、先ほど申しましたとおり、10周年記念も無事に終わりました。そこで、今回特に国が鳴り物入りで地方の創生ということで各地方に物を投げてきております。阿波市がこれからこの地方創生2法に対してどのように取り組んでいくのか、それとも阿波市独自でいろいろなことを考えてプロジェクトチームを組んで、27年度には提出する予定になつとと思っておりますが、その件についてご答弁を願いたいと思っておりますが、この問題については非常に難しい問題があると思っておりますが、新規の職員でいろいろプロジェクトを組んどるとは聞きますが、やはり中堅どこの職員も入ったり、部長なり、阿波市の行政を仕切っていく皆様方も入り、ともに話を進め、この地方創生に対しての阿波市としての計画、これが阿波市民にとって、ああよかったな、あのときは庁舎建てる時もいろいろ金も要つとるだろう、税金が上がれすまいかというような心配する人はようけおります。この地方創生というのは、いろいろ新聞等の報道をしてみますと、ソフト事業が主で、ハード事業というのが非常に少ないようで、目につくような事業はございません。そこで、阿波市がどのようなソフト事業を計画して、阿波市民が納得いくような地方の活力、それから人、仕事というような方面、これ非常に口では易しげなけど、計画については非常に難しい、時間もかかる仕事でなかろうかと思っておりますが、職員がプロジェクトの役員だけでなし、市長をはじめ、政策監、副市長はもうじき徳島のほうへ帰られるだろうけ

ど、一丸となってこの地方創生を計画に頑張ってもらいたいと私は思っております。10年の節目で、いろいろと行事もし、順風満帆、合併してから順調にこの10年間はいろいろ職員の方もご苦労なされた。それに、我々議会議員としても、市民のために尽くすということで一生懸命やってきたつもりでございます。これからは、一旦10年の節目を迎えたわけでございます。他市に負けんような阿波市づくり、市づくりをこしらえて、市民から、ああよかったなと絶賛してもらえるような阿波市の行政をやっていただきたいと思っておりますので、まず最初にこの問題についてをお聞きしたいと思っておりますが、先ほど松村議員より人口減少ということで質問も出ておりましたが、小笠原市長が第1次総合計画策定ということで、挨拶の中にもいろいろと阿波市の「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間」というようなこともできております。それで、この第1次総合計画の人口の目標と土地の利用法ということが載っております。この件について、当初4万1,076人、17年、それが28年には4万1,000というような数値も入れてございます。そういうことで人口減少については、さきの議員のほうでいろいろと質問があつて、答弁も出ておりました関係で、これはできるなら、人口減についてのもう一度行政のお考え方を新たに、できることなら一人でも阿波市に来てくれるというような策をとっていただきたいと思っております。

まず、1点目にこれで終わりますので、答弁を楽しくお願いをいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の1点目、地方創生2法についての1、新庁舎を拠点として市民とともに進める重要事業と方針について答弁させていただきます。

最初に、法律について説明させていただきます。

議員お尋ねの地方創生に関する法律は2つございます。1つは、まち・ひと・しごと創生法、もう一つは、地域再生法の一部を改正する法律でございます。前者は、地方創生の理念や全体的な戦略策定の方法などについて定めたもので、後者は地域の活性化に取り組む地方自治体を支援するためのものとなっております。

次に、まち・ひと・しごと創生法には、第1条に、少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正すると示されております。つまり、地方創生というのは、人口減少対策と東京一極集中の是正を意図した政策であると考えます。その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度

の整備、地域における社会生活のインフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体との連携などが基本理念として上げられております。

関係の事業につきましては、市の重要課題であるとの認識のもと、人口減少問題に取り組まなければなりません。そして、本市としての取り組みとしては、最初に今定例会の開会日に先議していただきました平成26年度の国の補正予算（第1号）に係る地域住民生活と緊急支援のための交付金事業の早期実施により成果を上げなければなりません。

次に、一番重要なのは、その補正予算に含まれた地方版の総合戦略の策定であります。その計画期間は、平成27年度から平成31年度の5年間であり、基本目標である地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するなどを参考に策定するものと考えております。

阿波市といたしましては、近々、あくまで仮称ではございますが、阿波市地方創生本部及び有識者会議を立ち上げ、この問題につきましては、これまで答弁させていただきましたように、行政だけでは解決できる問題ではないので、市議会を初め、市民、各種団体、民間企業など、さまざまな皆様の知恵をかりることにより、総合戦略を策定していく予定としております。

また、阿波市の特徴を踏まえて、国、県の計画と連携していくようになりますが、まずふるさと阿波市の特徴を分析することが重要となってきます。先ほども申し上げましたが、市民の力もさることながら、市職員の意識改革によって、新庁舎を拠点として、議員が言われましたように、合併後10周年の歩みを十分に研修しながら、職員一人一人が市内に足を運び、現状を見て、何を感じるかから事業はスタートするものと考えております。

今まで市の政策として実行したものを少しアレンジすればいいもの、全く新しい事業を実施することも想定されます。事業内容におきましては、多種多様でございますが、まさに市長がいつも言われるように、市内を高いところから点で考えず、線や面で考えていく、そのような視点から事業が生まれてくると考えております。

また、市内には合併当初より自主的なまちづくり団体がたくさんできております。また、この総合戦略は、阿波市の人口ビジョンとあわせて策定することとなっております。そして、その手法は、PDCA方式といいまして、プラン、例えばプランを立てて、計画を立てて、ドゥーで実行して、Cでチェックして検証しながら、アクション、改善した事

業にしていくといったこともあるので、計画の見直しも随時できるというようになっております。今後、全庁挙げて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいま企画総務部長のる説明がございました。

合併10周年事業も無事に終わり、給食センター、来春からは吉野、それから土成の子どもたちも一緒に阿波の給食センターのが食べられるということで、非常に結構なことだと思っております。

それでは、事業については、野崎市長もいろいろと苦労し、この新庁舎も無事にできました。これから地方創生でございますが、これは恐らくハード事業はつかんだろうと、ついても知れとんだろうかと、ソフトが主になっていくんだろうかと思っておりますが、これから野崎市長にも要望しておきたいし、私は感じたことをちょっと質問させていただくが、これから野崎市長が、従来学校関係については耐震化が全部が仕上がった、完成したということで、待望の庁舎も完成、落成式ができました。それで、これからのアエルワ、それからこの大きな庁舎の維持管理については、市民も、いろいろと財政が苦しくなるんでなかろうかと、後から質問しますが、いろいろと出ています。そういうことで、大きな事業がまたこれから何らかの形で出てくるかもわからんけど、合併の特例債、これが5年間延びたというんが大きな阿波市にとっては救いの神だなど、私は思っております。そういうことで、これからはいろいろ事業が出てくるときにも、議員我々にもいろいろと協議もしていただき、市民が安心・安全で住んでいけるようなまちづくりを特にお願いし、この件については再問はいたしません、私のほうから魅力あるまちづくりをぜひとも野崎市長が引っ張っていただきたいと、市民が安心・安全で暮らせるようなまちにぜひともやってもらいたいということをお願いしといて、次の2点目の病院の存続についてを質問いたします。

農協厚生連の関係の病院でございますので、阿波市が権利もないし、いろいろ要望するしかないと思う。これが、今現状どのようにして動いていくのかなと心配しておりますが、今回は麻植協同病院が吉野川医療センター、5月11日と思いますが、診療開始ということで、これは江川地区に立派な病院が建設されております。そこで、今現在診療している病院の今後の内容について、行政が関係している件ではないが、阿波市民の方々は非



常に心配をしておられます。阿波市も、幅が広い、地域の広い市にはなっておりますが、やっぱり市として強くこれから厚生連なりいろいろをお願いをし、総合医療ができる今の現状の維持をぜひともお願いしてやってもらいたいと。これは、市民でいろいろ話しよった阿波病院が向こうへ行くんですかというような声がいまだにしております。そういうことで、阿波病院にこれからも安心・安全な診療が受けられるというような体制づくりを行政のほうからぜひとも強く要望していただきたいと思いますが、今の行政の阿波病院に対する考え方、どのようになっているか、答弁をお願いします。

○議長（木村松雄君） 川井健康福祉部長。

○健康福祉部長（川井 剛君） 吉田議員の2点目、阿波病院の存続についてということで、農協厚生連の吉野川センターが5月11日に診療を開始する。現在、阿波市で診療している阿波病院の今後の内容についてということで、直接事務局長等に聞いた今後の阿波病院の方向性ちゅうか、状況について聞いておりますので、答弁させてもらいたいと思います。

ご承知のように、JA厚生連麻植協同病院が新しく医療施設JA厚生連吉野川医療センターとして、2月15日に落成式があり、5月11日から開院の運びとなっております。新病院の診療科は、麻植協同病院と同じ18科から成り、病床は290床で、全てが急性期病床となり、分娩も6年ぶりに再開されます。地域の安全・安心となる医療機関として、ますますの貢献が期待されています。

阿波病院についてでございますが、現状や今後の状況についてお伺いしたところ、現状については、現在の内科、小児科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科の計7つの診療科と訪問看護ステーションあわ、腎センター、人間ドックの施設から構成され、また外来数は、阿波市内外から1日約300名の方が通院され、現在70名の方が入院されているということです。また、入院を受け入れる一般病床は133床あり、その中には病院に登録している地域医療連携医の阿波病院の医師が協力して診療を行うための専用の病床、開放型病床が5床と平成26年5月1日に国の許可を受けて新設しました急性期治療を終了し、すぐに在宅や施設へ移行するには不安のある方に対して、在宅復帰に向けて経過観察やリハビリを行うことを目的とした地域包括ケア病棟が60床あります。まさに、地域包括ケア病棟は、在宅支援に向けた重要な役割を担うため、吉野川医療センターとは違った機能を有しています。さらに、人工透析を行う腎センターや41床あり、今後は急性期治療以後の方を対象にした受け入れの充実を図っていく方針と伺っております。

また、徳島県は平成25年の人口10万人に対する糖尿病の死亡率17.6人と全国平均11人を大きく上回っている状態が続いている中、阿波病院には、糖尿病の専門医師が2名、日本糖尿病療養指導士の認定を受けている看護師3名、薬剤師1名、管理栄養士2名、徳島県糖尿病療養指導士の認定を受けている看護師が1名、臨床試験技師1名がおられ、チームの医療の一つとして、糖尿病の正しい知識、ほか治療方法を習得するための糖尿病教室や短期間の教育入院を実施されています。その他、フットケア指導士によるフットケア外来や看護師による在宅療養指導、管理栄養士による栄養指導、食事相談等も行われています。以上のようなことから、阿波病院におきましては、引き続き地域の方々の安心・安全を健康増進に貢献してまいりたいということでありました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいま部長のほうから詳細説明をいただきました。今のところ現状維持ということでございますので、市民の方も安心ができると思います。

なお、今後いつどういようなことになるやらわからんけど、やっぱり行政のほうもこれから気をつけて、従来どおりがずっと存続できるように、特にお願ひして、再問をいたしません。

それでは、3点目の阿波市の今後の財政状況についてということで、お伺いをいたします。

阿波市が誕生して10年目の節目ということで、念願の新庁舎並びに交流防災拠点施設、それから学校関係では給食センターというように、大体大きなプロジェクトの事業は終わったように思われます。これからは、学校関係でも市場の体育館が問題になつとるようでございます。これも早急にできるもんならしたが、あとは格別急ぐような、阿波市には事業はないと思いますので、この節目の年、これからハードの事業については次第に減っていく、財政状況も安定していくというように私は考えておりますが、行政がこれから先、特例債が5年間延びました、そういう関係で、新たな大型事業が計画しておられるかどうかを教えてください。できるだけ、これからは財政を健全化ということで、市民に税金も上がらんようなことで行政をつかさどっていただきたいと思いますが、答弁お願いします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の3点目、今後の財政状況について

の1、阿波市が誕生して10年目の節目、念願の新庁舎、交流防災拠点施設、学校関係の大型ハード事業が完了、今後の財政見通しについて答弁させていただきます。

平成17年4月1日の阿波市の発足から、早くも10年が経過しようとしております。郡を越えた合併であったため、市民の皆さんの一体感の醸成を図ることを最優先に新しいまちづくりを行ってまいりました。中でも、懸案でありました新庁舎も交流防災拠点施設アエルワを併設して供用が開始され、これまで分散していた行政組織及び行政委員会が集約配置され、新たな体制での行政サービスの提供を開始したところであります。また、本市の基幹産業である農業と食育を合わせた、阿波市らしい4,000人のレストランと位置づけた阿波市学校給食センターも、新庁舎の西側に完成し、来月からは、市内全域の幼・小・中学校に給食を提供することとしております。

次に、今年度一条地区の幼保連携施設が完成したことや、子ども・子育て関連3法のスタートを契機とし、八幡地区の幼保連携施設と土成幼保連携施設の3施設を幼保連携型の認定こども園として新年度から開園し、切れ目のない子育ての積極的な推進を図ってまいりたいとも考えております。

このほかに合併特例債を活用し、現在までに実施した事業の主なものとしたしまして、ケーブルテレビの整備事業や市道の整備事業、小・中学校の耐震整備及び大規模改修事業や基金造成事業などがあります。また、地方自治法にあります最少の経費で最大の効果を基本に、合併に係る財政支援措置である合併特例債を初め、国、県の補助金を計画的に有効活用して、将来世代に負担を残さないように財政基盤を堅持することを最重点に事業展開をしてまいりました。

また、阿波市行財政改革大綱及び集中改革プランにより、行財政改革を断行しながら、一般財源を捻出してまいりました。しかしながら、合併特例債とはいえ、市民の貴重な市税をもって30%分は償還していかなければなりません。今後の償還計画につきましては、事業費の確定などにより借入額が確定することなどから、元利償還金は増加し、そのピークは平成28年度もしくは平成29年度になる見込みであります。また、償還のピークを迎える平成28年度からは、普通交付税が段階的に減額となるわけでありますから、交付税の減少、公債費の増加による一時的な財源不足に対応できるよう、これまでに減債基金の積み立ても行ってまいりました。これらにより、現在財政健全化法で定めております実質公債費比率や将来負担比率は、本市は全国的にも比較的健全な指標を示しております。また、中・長期的な財政計画も策定しております。しかし、これらに甘んじることな

く、これからも今までの健全財政が維持できるように最善の努力を図っていきたいと考えております。

今後におきましては、合併による一体感の醸成を図るため、数々の事業を手がけてまいりましたが、本市では、新旧及び大小約600の公共施設を抱えており、公共施設全体の維持管理の見直しにより、統廃合や老朽化に伴う大規模改修、建てかえに係る経費が必要となるため、財政負担が今後発生する見込みであるとも考えております。

さらに、平成28年度からは、普通交付税が段階的に減額されることを踏まえ、地域の活性化や行財政運営で非常に厳しい状況であるとも言えます。今後におきましては、行財政改革を引き続き着実に推進していきながら、想定される人口の減少や少子・高齢化など厳しい社会情勢の中で、将来にわたり阿波市の活力を維持発展させ、今後発生する財源不足にも対応するつもりでございます。そして、阿波市の基本計画である総合計画に基づく施策を着実に推進するとともに、限りのある財源を真に必要な施策に投入し、施策の実行につなげていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） 企画総務部長のほうから、丁重な答弁をいただきましたので、この件については時間もないので、これで終わりますが、続きまして4点目の市営住宅についてということで、建設部長にお伺いをしたいと思います。

現在、市のほうが、鳴り物入りで、住宅のことについてストック計画ということで進めております。この問題について少しお伺いしたいと思います。ストック問題のいわゆる集合住宅にするということで、これは計画しております。時間がないので、詳細ななかこっちのほうから言うわけにいかないので、この問題について9月に落成の予定でございます。それで、52戸の新規の住宅の使用開始というふうになるわけでございますが、当初建設部のほうで計画しとった、北柴生、東原、新開、中ノ坪、東条、北真福寺、東条中、桜ノ岡、52戸の明け渡しをして、ここへ集合してくるような話し合いができとるかどうか、お聞かせを願いたい。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 吉田議員の一般質問4点目の市営住宅について、現在進めている住宅ストック計画の進捗状況等についてお答えいたします。

市営住宅の老朽化が進んでいる状況の中、定住促進や安全・安心な住環境づくりを推進するため、市営住宅を総合的に活用、整備するため、平成23年に策定いたしました阿波市営住宅ストック総合活用計画に基づき、現在事業を進めております。

平成25年度から進めております東条団地の建てかえ事業の状況であります。1号棟42戸におきましては、昨年の6月28日に着工し、2月末現在の工事の内容は、2階部分の床コンクリート打設工が完了し、進捗率は22.1%で、予定の工程どおり進んでおる状況でございます。また、2号棟8戸におきましても、昨年12月24日に契約しており、今後順次集会所等を発注予定で、平成27年度末には全ての工事が竣工する予定となっております。

なお、この事業に伴いまして、東条団地の入居者及び周辺の東条北団地を初めとする近隣小規模団地6団地の入居者の方につきましては、新設団地等に移転していただく予定としており、近々意向調査及び戸別ヒアリング等を行うとともに、事業の趣旨にご理解、ご協力をいただけるようきめ細かな対応を図り、大きな事業目的であります集約化につなげたいと考えております。

また、集約により退去が完了した団地につきましては、順次取り壊しすることにしており、跡地の有効の利活用など、関係部署との間で検討することにいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田正君。

○11番（吉田 正君） ただいま部長のほうから答弁をいただきましたが、現実にこの今私が言うた団地、これを計画的におたくのほうで今ストック計画を進めていきよる団地と思いますが、それに間違いはないと思いますが、どうですか。これで、この団地の人が果たして全部、今の建ちよる高層住宅、それから2階もあります、今ここへこのストックで仕上がった住宅に帰ってくる戸数ちゅうのが、大体見当がついてますか。答弁願います。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 吉田議員の再問にお答えいたします。

この事業に伴いまして、東条団地及び周辺の東条北団地を初めとする小規模団地6団地につきましては、東条北団地、東条中団地、北柴生団地、桜ノ岡下団地、中ノ坪団地、新東条団地の6団地を予定しております。

それで、全ての管理戸数については42戸、現在入居戸数については37戸でございます。

す。

それで、今後におきまして、先ほどご説明いたしましたように、意向調査及び戸別ヒアリング等を行って、順次意思等をお聞きし、今後対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） もう一回です。

○11番（吉田 正君） それでは、これも兼ねての再々問をいたします。

それでは、このストック計画についての9月の完成ということで、これから順次帰ってくる人は調べ上げていく予定になつてくると思いますが、これ恐らく、真福寺、東条中、いろいろ予定には入れておりますが、帰ってこん住宅の人は、私は大分出てくると思うんですけど、このストックの住宅には、私の考えですよ。ほなけん、それを早目にいろいろ調査をしたり、明け渡しの契約をして、こっちへ帰ってきますよということもしとかな、恐らくこれ仕上がったときに右往左往するような気がするんです。それで、できるもんなら、今工事にかかると、9月に完成と。工期が9月だったね、たしか。そういうことで流れていきよるけん、その問題について順調にやっていかなんだら、仕上がってからどうのこうのと言ってするんがなかなか難しい問題ができてくると思っております。

それと、先ほどの人口減少、減ということで住宅の問題でございしますが、今現在政策空き家が何軒あって、現実的に今抽せんでいきよりますが、その抽せんが年に何遍できよるか。それとも、抽せんをせなんだら、阿波市の場合は、火事がいかなんだら、災害がなかったら、入れんと。よそから帰ってきて、住宅へ入りたいなという希望の人は大分出てきたけど、抽せんでなかりゃあかんのですわという行政の方向、それは何ですかということになってきたら、火災がいて入るところがなくなった、それから災害が出てからのことじゃというようなことで、断っていきよるように思われる。美馬市なんかも、やっぱりそれは市長の考えによって推薦で入居ができるというようなことも、吉野川市もできよると思うんだけど、阿波市の場合は、火事がいかなんだら入れんと、災害が起きなんだら入れんとというようなことは、今進んでいきよるようなけんど、せつかくよその市から町から阿波市の公営住宅に入りたいという希望があるときは、もっと順応性で、やっぱり人口をふやすためにはどうしたらええかと、公営住宅の、それで政策空き家が余りにも多過ぎるような気がする。この政策空き家が現実的に100戸を超しとるちゅういうこともちらっと聞いたんやけんど、それもほんだけあいた政策空き家というのは、阿波町のも大分すいとるこあります。これ傷んでほっとんです、直さんと。直してあいとるとこもあるんだけ

ど、政策空き家という便利な言葉があるようなんだけど、希望して、人口をふやさないかん、今の現在阿波市、できるもんなら年に1遍や2遍の抽せんにもっていかいでも、急ぐけん入れてくれちゅうんは融通がきくような選考の仕方ちゅうんがあるはずなんです、これね。そうせなんだら、人口をふやせ、ふやせと言うても、よそから帰ってきます、子どもがあります、学校へ通うのにといいことで申し込みしても、推薦はあかんのですよと、抽せんがありますけん、それまで待ってくださいというような断り方でいきよるといふんも聞いております。そういうことと、やっぱり住宅政策というのはもっと柔軟性があって、市営住宅の運営をやらなんだら、余りにがんじがらめの入居、これが公平かどうかちゅうんが、果たして我々にはちょっとわかりにくい点がありますが、私も昔は住宅の担当を6年ぐらいさせてもらいました。やっぱり今の管理条例は、がいにわかっておりません。学校へ行きよる子、よそから来るといふたら、ほんならどなんぞしてといふことで入れたこともあります。今、都会から帰ってくるけん公営住宅あいてませんかと、政策空き家があるんだから、あいとらんはずはないんじゃけん、そこいらもっと幅広うに入居ができるようにしていかな、公営住宅何ぼ建てても、政策空き家が何ぼでもできて、年に1遍の抽せん、2遍の抽せんでは、恐らく人口増はでけんと思っております。そういうことで、あと質問できんけん、これ一緒に何にさせていただきますが、今回の債権の放棄についてでございます。

この問題、私も初めて聞いてびっくりしたんですけど、この債権の放棄するまでに、住宅の管理規定の中で、金がちょっとせこいけん、払にくいけん、対応をどないにかお願いしますって、これ条項もあるんです、できる条項が。条例に載っております。それを何件ぐらいあって、このような債権保留が55とか、34とか、これ水道のほうも同じだろうけんど、住宅が重なっていってこういうことにもなつとんだらうと思ふんだけど、住宅にこういうことがもし、これ基本的には、これも一緒に答弁してください。5年でこういうことができいくのか、3年でこれから先はやっていくのか。これの内容が私もはっきりわからん。こういうことをやったことないし、聞いたこともないんが初めて出てきたけん、これは大きな問題。果たして、条例で、これこういうこと載せていて、どんといてしたら、3年済んだらこれでいけるわ、5年済んだらいけるわというようなことにならんとも限らんと。ほんで、とにかく住宅のこれから吉野地区にも高層住宅を予定しているようなし、住宅の管理ちゅうのは次第に難しいようになってくると思います。何億円もかけて新築に入ってもろうて、またこういうの落とさないかんようになることができれば、これ

大変なことになる。ほなけん、それはように担当のほうとして掌握して、入居に関して、やっぱりもっと幅を持った入居の仕方ちゅうんができるもんか、でけんのか。こういうことで、私は特に行政のやり方が悪いとかなんとかと言うんじゃないんです。これは、できるんだったら、もっと柔軟な入居の体制をこしらえて、都会から呼んでくるとか、子どもさんが連れて帰ってくるとかという場合には、政策空き家があるんなら、即身元調査して入居させたげて、一人でも阿波市の人口がふえて、交付税がふえるというようなことでいくべきでないかと私は思います。年に1遍の抽せんであかなんだけん、こんなだったら、よそへ行く。阿波市には、恐らくそんな目に遭うた人は、もう入らんとと思う。急いでやっぱり入居がしたいちゅうときには、1,053戸ですか、今阿波市が、それで政策空き家が非常にようけあるんだから、政策空き家の中には、住宅を言うてくれたときに即入れるような住宅もあると思う、対応ができる住宅。そこらをもっと、議員が言うてきたけん、それともほかの人が言うてきたけんどうのこうのちゅうんでなしに、急いで要という人には、やっぱりいろいろ聞いたけど、どうも合併してから、抽せんでなからあかんのですよ、火事がいたら、災害が起きなんだからあきませんっていう、ぱっとはめられてしまうような、こんな声もよう聞くんです。私も、そういう何にも遭うたことがあるし。現実、これもう時間ないけん何じゃけど、これじっくりと答弁はしてもらいたんが、やっぱり抽せんでなかりゃあ、これからもずっと住宅を改良し続けて入居がでけんのか、それともこの債権の放棄については、現実、ように行政で考えてやってきたものか、私もこれわからんの、はっきりこの債権の放棄ちゅうことは。初めてこういうふうに出てきて、それで政策空き家がようけ出てくるということで、この二重のちょっとわからんとこあるけん、今回質問したわけなんでございます。質問は時間がないけん、私はできませんので、じっくり答弁をしてもらうて、できるもんなら、こういうような困ったときだったら事情を察して入居を許可しましょうとか、それは市長の権限でできるけん、その内容を職員の方でとめてしまわんと、こういうように大阪なら大阪から阿波市のほうへ帰ってきたいと、子どもを連れとると、いろいろなそういうような前例もあるだろうし、これからも過程にあるかもわからん。果たして、抽せんが、それが正しいんか、もっと順応性があつた、阿波市の人口をふやすために柔軟な入居の仕方ができるもんかどうか、それ部長、次長も来とるし、担当もまた帰ったらできるだろうけど、これはできるもんなら、市長、いろいろ政策、やっぱりそこらはもっと検討してくれたほうが、住宅の入居者に対してはありがたいなど。ほんで、住宅の場合、入居申請出しに行つて、こういうじゃつうたら、



ありゃ抽せんじゃ、そりゃあ火事がいかなんだら入れんのじゃ、どうじゃって、ぱちつと切られたんでは、皆これはかわいそうなど。そなけん、今回からは恐らく新規の住宅ができ、皆それぞれあるだろう。時間が来ましたので、私の質問はこれで終わりますが、答弁は、相すいませんけど、こういうような私の心情を踏まえて、じっくりお願いしたいし、検討してやるんなら、また後ほどいろいろ市長と相談して、これはこうこうじゃということで、今度の新規の住宅が入る場合には、よそから、住宅もできました、場もええし、入れてくれんだろうかちゅうときに、子どもや抱えとったら、やっぱり学校に近いところもあるし、それはできるもんなら私は融通をきかせてあげるんも行政の仕事でないだろうかと思っております。そういうことで、私の質問は時間がないので、答弁のほうでじっくりとしていただきたいし、それから検討をやったげたら。終わります。

○議長（木村松雄君） 友行建設部長。

○建設部長（友行義博君） 吉田議員の再々問にお答えいたします。

まず、先ほど申しました東条団地の入居者にかかわる、近隣小規模団地の意向調査及び戸別ヒアリングについては、できるだけ早い機会に実施し、またご理解、ご協力いただけるよう、きめ細かな対応を図っていきたいというように考えております。

続きまして、政策空き家についてでございます。

現在の市営住宅の管理状況は、改良住宅を除く管理戸数950戸のうち、政策空き家が合計92戸あります。政策空き家につきましては、耐用年数を超えております団地、また阿波市営住宅ストック総合活用計画で除却予定団地と決定されている団地及び耐用年数を超えていなくても、老朽度合いや立地条件等も考慮し、入居募集を行わない住宅を政策空き家としております。

ご質問の政策空き家をもっと市民に提供したらいいのではないかとということでございますが、政策空き家につきましては、入居に際しての修繕費用なども考慮し、入居可能な住宅はできるだけ貸し出すようにしております。

なお、県内では、美馬市では一部推薦入居の事例はありますが、あとの自治体は全て公募による募集といたしております。

本市におきましては、年2回の公募を行っておるわけでございますが、過去4年間の募集結果を精査してみますと、合計で入居募集戸数が30戸に対しまして25戸の入居者という結果でございました。入居申込者の中には、住まいに困っておられる方もおられますが、民間のアパート、マンションにお住まいの方からの申し込みがほとんどであります。

近年は、募集しても募集戸数に達しない場合や、定員以上の申し込みがあり、抽せんに当選しても入居希望住宅でないため辞退が続出し、提供住宅が残り、同じ住宅が次の抽せんにもそのまま提供されるといったような状態が続いております。

入居条件につきましては、全て公営住宅法により行っておるわけでございますが、今後におきましても、抽せん倍率の推移や問い合わせの件数などを考慮し、入居可能な空き家は修繕を行い、市民ニーズに合わせて市営住宅を提供してまいりたいと考えております。

次に、今年度から施行されました債権管理条例につきましてご説明させていただきます。

この条例の目的として大きく2点ございます。

1点目といたしましては、市が保有する金銭債権の適正な管理であります。条例等に基づき、専門的、統一的に管理することで未収金を減らし、しっかりと債権を回収していくということでございます。

2点目といたしましては、時効の完成などの理由で徴収が不能となった古い債権をいつまでも保有するのではなく、整理をしていくということでございます。平成24年3月の定期監査におきまして、代表監査委員より監査報告として合併以前からの回収不能な債権を大量に保有していることから、時効の完成など、回収が不能な債権は債権放棄など適切に対応するようご意見をいただいたところであります。今回債権の放棄として報告させていただきました債権は、対象者の全てが既に市営住宅から退去しているものでございます。

これまでの徴収等の取り組みにつきまして説明させていただきますと、入居中及び退去後におきましても、臨戸訪問、電話催促及び文書による督促等を実施するとともに、連帯保証人におきましても、電話、文書等による納入指導依頼書等の送付を実施しております。

近年の徴収率につきましては、合併当時の平成18年度の76%から、条例制定後の平成27年1月末現在では87%でありまして、今年度末では90%前後となる見込みでございます。しかし、退去の理由のほとんどが、高額滞納による強制退去や無断退去、死亡による明け渡しなどで、債権の期間としては、合併前の旧町時代からの債権も含め、平成12年度から残る古い債権であったため、回収不能となっております。今後は、市営住宅の家賃徴収につきましては、入居者のほとんどが住宅に困窮する低額所得世帯であることから、滞納し始めると徴収が難しくなるため、債権管理条例に基づき、迅速かつ適正な

家賃債権の回収に努めてまいりたいと考えております。

また、新しい建てかえ住宅は、家賃設定が高くなることから、徴収の徹底をさらに図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） 吉田議員に申し上げます。

通告書で5番目の工業団地については、時間が1分を切っておりますので、そのつもりでお願いいたします。

吉田正君。

○11番（吉田 正君） 恐れ入ります。

残りの工業団地についてのことでございますが、西長峰工業団地でございますが、平成元年から3年間の年月で阿波町時代にこしらえたわけなんです。そのときに、県営の土成工業団地もできました。今は、土成工業団地も満杯、西長峰も満杯になりました。そこで、私が今考えておりますのは、黒石副市長も県からおいでで来ております、それで地方創生で、ハード事業はございませんが、ひとつそこらもよろしくお願いをしたいと思いますので、市長並びに関係者の方は、無理かもわからんけど、工業団地を一応計画をしていただきたいと、かように思います。阿波町西原地区でも、ブリヂストンフリックが閉めて、横浜のほうに出ていったわけでございますが、そういうことで、工業団地を5年かかろうが、何年かかろうが、一応声をかけていかなんたら、県営のほうも動いてくれん。市の予算で恐らく無理だろうけん、やっぱり県のほうへ頼むほかございませんので、これで終わります。よろしくお願ひします。答弁結構です。

○議長（木村松雄君） 答弁要らないんですか。

（11番吉田 正君「答弁してもろうて、座っとなってええね、次行くけんど。ほんなら、答弁頼みます」と呼ぶ）

黒石副市長。

○副市長（黒石康夫君） 吉田議員のご質問、工業団地について、現在阿波市内に企業誘致の造成用地がない、今後の取り組みについてということでございます。

本市には、阿波町の西長峰工業団地と土成町の土成工業団地の2カ所の県営の工業団地がございます。これまでの経過と概略を申し上げますと、西長峰工業団地は平成元年度から平成4年度にかけて12.2ヘクタールの工業用地が造成されまして、平成7年に水島プレス工業株式会社、平成9年には船場化成株式会社、平成22年には、さきの誘致

から13年ぶりになりましたけど、メテック株式会社が進出し、平成26年3月、1年前ですけども、株式会社レンゴアの進出が決定をしたところでございます。また、土成工業団地につきましては、昭和59年度から62年度にかけて16.5ヘクタールの工業用地が造成され、昭和60年に進出した山本光学株式会社を初め、これまでに8社が進出をいたしております。これらの企業誘致の実現によりまして、地元の雇用の創出と税収の増加など、地域経済の活性化が図られてまいりました。双方とも、県と当時の阿波町、そして土成町、そして合併後の本市が連絡を密にしながら企業に積極的に働きかけまして、誘致活動を行ってきた結果、現在では完売の状態となり、次の候補地は確保されていないという状況にもございます。

議員ご質問の今後の取り組みについてでございますけれども、県の企業支援課のほうに確認をいたしましたところ、県営の工業団地の土地造成事業は昭和43年から現在まで臨海部で1地区、内陸部で5地区、合わせて約182ヘクタールが実施されておまして、さきに述べました西長峰工業団地は、当時約19億9,000万円、土成工業団地では24億2,000万円と、多額の事業費を要しております。

今後の県営工業団地の造成といたしましては、これまでのような平地であらかじめ造成をしておくということではなくって、オーダーメイド型といいまして、ちょうど美馬の大塚製菓がそうなんですけども、企業ニーズに対応したような団地を形成していくと。企業によってどういう団地を造成してほしいとか、そういった意向が最近多様化してきておりますので、そういった対応を県のほうとしてはしていくというふうなことがございます。

本市といたしましても、さまざまな企業誘致制度を備える徳島県と連携を図りまして、特に県外の企業でありますと、市単独ではやはり誘致がなかなか難しい。県のそういった東京事務所とか大阪事務所、そういった連携が重要でございます。経費面からも、非常に、議員おっしゃられましたように、難しい面もございます。

また、企業誘致にかわる候補地を考えるとときには、その用地はもちろんですけれども、インフラ整備というのが非常に重要な要件ともなります。現在、本市におきましては、地域活性化のインターチェンジ設置特別委員会において検討が重ねられておりますけれども、これが現実味を帯びてきますと、これまで以上に高速道路を利用して輸送も、これも実現していくことから、製造業だけでなく、流通業など多様な職種の企業誘致、そしてインターチェンジ周辺の整備にもつながっていくものと考えております。今後も工業団地の確保、そして企業誘致は、人口減少対策として非常に重要な柱となるような対策でも

ございます。雇用対策、地方活性化策の手段の一つと考えておりますので、企業誘致に加えまして、そういったスマートインターに向けた取り組みも時期を逃さないように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（木村松雄君） これで11番吉田正君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第 2号 平成26年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 3 議案第 3号 平成26年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 4 議案第 4号 平成26年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 5 議案第 5号 平成27年度阿波市一般会計予算について

日程第 6 議案第 6号 平成27年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 7 議案第 7号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 8号 平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 9 議案第 9号 平成27年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第10 議案第10号 平成27年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第11号 平成27年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第12号 平成27年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第13 議案第13号 平成27年度阿波市水道事業会計予算について

日程第14 議案第14号 阿波市職員定数条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第16 議案第16号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 阿波市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認

定に関する条例の制定について

- 日程第 18 議案第 18 号 阿波市行政手続条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 20 号 阿波市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について
- 日程第 21 議案第 21 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 22 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 23 号 阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 24 議案第 24 号 阿波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 25 議案第 25 号 阿波市地域支援事業利用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 26 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の制定について
- 日程第 27 議案第 27 号 子ども・子育て関連 3 法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 28 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 29 議案第 29 号 阿波市災害危険区域に関する条例の制定について
- 日程第 30 議案第 30 号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の全部改正について
- 日程第 31 議案第 31 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 32 号 阿波市いじめ防止対策推進条例の制定について
- 日程第 33 議案第 33 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 3 4 議案第 3 4 号 あわ北「新市まちづくり計画」の変更について

日程第 3 5 議案第 3 5 号 阿波市道路線の認定について

日程第 3 6 議案第 3 6 号 阿波市道路線の変更について

日程第 3 7 請願第 1 号 公共施設等への L P ガス設備の導入に関する請願

○議長（木村松雄君） 静粛に願います。静粛をお願いいたします。

次に、日程第 2、議案第 2 号平成 2 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 3 7、請願第 1 号公共施設等への L P ガス設備の導入に関する請願までの計 3 6 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております各案件は、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第 1 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

1 6 日午前 9 時より総務常任委員会、1 9 日午前 9 時より産業建設常任委員会、2 0 日午前 9 時より文教厚生常任委員会です。

なお、次回本会議は、2 4 日午前 1 0 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 0 5 分 散会